

令和5年 第1回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 5年 3月 7日 開会

令和 5年 3月16日 閉会

大 樹 町 議 会

令和5年第1回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 陳情第 1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の採
択を求める陳情書
- 第 7 議案第 4号 大樹町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 7号 大樹町B&G海洋センター設置条例の一部改正について
- 第11 議案第 8号 大樹町子ども・子育て支援会議条例等の一部改正について
- 第12 議案第 9号 大樹町国民健康保険条例の一部改正について
- 第13 議案第 10号 大樹町公園条例の一部改正について
- 第14 議案第 11号 大樹町公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第 12号 令和4年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について
- 第16 議案第 13号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正
予算（第3号）について
- 第17 議案第 14号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 第18 議案第 15号 令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第4号）につい
て
- 第19 議案第 16号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5
号）について
- 第20 議案第 17号 令和4年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第21 議案第 18号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第
3号）について
- 第22 議案第 19号 令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第 20号 令和5年度大樹町一般会計予算について
- 第24 議案第 21号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
について

- 第25 議案第 22号 令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
 第26 議案第 23号 令和5年度大樹町介護保険特別会計予算について
 第27 議案第 24号 令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
 第28 議案第 25号 令和5年度大樹町水道事業会計予算について
 第29 議案第 26号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
 第30 議案第 27号 令和5年度大樹町下水道事業会計予算について
 第31 予算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 吉田隆広 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 菅浩也 |
| 住民課長 | 水津孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原勝利 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見由香 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥純一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 楠本正樹 |
| 町立病院事務長 | 下山路博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 牧田護 |

<教育委員会>

- | | |
|-----|------|
| 教育長 | 沼田拓己 |
|-----|------|

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

井 上 博 樹
梅 津 雄 二
松 久 琢 磨

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
係 長

佐 藤 弘 康
小 松 真奈美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 寺嶋誠一君

2番 辻本正雄君

3番 吉岡信弘君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

去る3月1日、午後1時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告します。

本定例会への提出事件は、陳情が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正が5件、指定管理者の指定が1件、補正予算が8件、令和5年度当初予算が8件、委員会発議が1件、一般質問は5議員6項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期については、本日3月7日から3月16日までの10日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月7日から3月16日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月7日から3月16日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告させます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、12月6日開会の第4回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法の規定に基づきまして、12月、1月、2月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第4項の規定によります監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和5年第1回十勝圏複合事務組合議会定例会、令和5年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会が、2月21日帯広市において開催され、議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、広報広聴常任委員会を1回、議会運営委員会を3回、特別委員会を2回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和5年2月17日開催の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の町長と語る会の開催についてであります。菟和行政区と南町行政区から要請をいただき、2月20日にそれぞれ開催をしております。内容につきましては、広報紙等でお知らせをいたします。

2番目の協定の締結についてであります。3月3日に札幌市のエア・ウォーター北海道株式会社と、宇宙産業とバイオマスエネルギーの開発を軸とした協働事業に関する協定を締結しております。

3番目の計画の策定についてであります。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指すべく、大樹町再生可能エネルギー導入計画を策定しております。計画期間は令和5年度から令和12年度の8年間とし、2030年度までに目指すべき町の取組等をまとめております。

4番目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。3月2日現在、4回目接種を終えた方は、60歳以上の方が1,898名、90.0%、59歳以下の方が1,003名、51.8%。5回目接種は、60歳以上の対象者1,798名のうち接種を終えた方は1,518名、84.4%、59歳以下は、対象者194のうち接種を終えた方170名、87.6%。小児の接種状況ですが、5歳から11歳までで3回接種を終えた方は49名、16.8%。6か月から4歳までの乳幼児では、3回接種を終えた方は5名となります。

なお、町民全体のうち、オミクロン株対応のワクチン接種を終えた方は2,669名、49.1%となります。

5番目の航空宇宙関連についてであります。2月27日から3月6日まで、東海大学の学生がハイブリッドロケットの打上げ実験を行っております。

6番目の財産の処分についてであります。川南工業団地分譲地、1区画を記載のとおり処分をしております。

7番目の入札執行関係についてであります。公用車庫改修工事について、記載の理由により工期延長の契約変更を行っております。

8番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、1番目の優秀選手の派遣についてであります、(1)全道フットサル選手権2023 U-14の部が2月25日から倶知安町で開催され、帯北FC U-15の一員として大樹中学校2年生の白石智也君と播間陸峻君を派遣しております。結果につきましては、健闘いたしましたが決勝トーナメント1回戦で敗退しております。

(2)第54回北海道アンサンブルコンテストが2月18日札幌市で開催され、大樹中学校吹奏楽部の小谷琉ノ介君、高橋のはさん、池浦希夏さん、補助員の生徒5名と引率の藤井先生を派遣してございます。結果は、中学校の部で銀賞でございました。

2番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります、南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動において、主催事業として、2月18日に日帰り体験活動を行っております。また、町内受入事業として、2月7日に学童保育所活動、2月24日に認定こども園たいきと尾田認定こども園の活動を実施しております。

3番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2点ほどお伺いします。

1点目、協定の締結です。エア・ウォーターとの協働事業に関する協定ですけれども、もう少し協定の内容、事業の内容についてお聞きしたいと思います。

2点目、その下の計画の策定の、大樹町ゼロカーボン推進協議会ですが、発足してから、2月28日に答申を受けているので、その間の業務内容について、この2点お願いいたします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

エア・ウォーター北海道株式会社との協働事業に関する協定の内容でございますけれども、この協定の内容につきましては、大樹町、エア・ウォーター北海道が、互いの資源や特色をいかした事業を協働に取り組むことによりまして、地域の活性化や住民サービスの向上に資するということを目的としております。

内容につきましては、新エネルギーや省エネルギー、環境に関すること、また航空宇宙

の推進に関すること、地域産業の振興に関することなど、7項目にわたってまちづくり全般に関して協働して取り組んでいくという内容になってございます。

エア・ウォーター北海道におきましては、町内において家畜ふん尿由来の液化バイオメタンの取組を行っている部分や、また航空宇宙の取組についても関わっていただいているという部分もございますので、今回この協定の締結に至ったところでございます。

次に、2点目の再生可能エネルギー導入計画の部分でございますが、実施してきた内容につきまして、令和4年11月30日に第1回目のゼロカーボン協議会を開催いたしまして、2月9日までの間に4回の協議会を開催してございます。

その間、再生可能エネルギー導入計画の内容について、民間の委員、そしてまた役場職員の委員により協議を行ってきまして、2月17日から2月27日にかけて、町民の意見を募集するパブリックコメントを行ったところでございます。パブリックコメントにつきましては、町民2名の方からご意見をいただきました。その分につきましては、ホームページ等で町の考えについては公表してございます。2月28日にゼロカーボン推進協議会から町長への答申を行ったところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ありがとうございます。

協定ですが、航空宇宙関係が関わっていることで分かりました。それで、町として最終的に着地点をどこへ持っていくのか。6項目、7項目あるのですが、それを全てやるとまた大変なのですけれども、その辺の考え方について町長にお聞きしたいのと。

大樹町ゼロカーボンの関係ですが、正直言って協議会の業務の内容について、今説明いただいたのですが、私自身納得できないのですよね。なぜかという、令和4年11月30日に立ち上げて、2月9日まで4回ほど策定委員会を開催しているのですが、問題はその後。町民パブリックコメントを2月17日から2月27日まで開催して、そして策定の答申をしたのが2月28日ですよ。僅か一晩でできてしまうのですか。

先ほどの説明の中では、町民2名の方から意見をいただいたというのですが、いただいた意見はどうなっているのでしょうか。それをホームページで発表するというのですが、協議会ではその27日の夜でも協議会を開いているのですか。何かその辺が私は納得できないのですよね。厳しいことを言うと、本当の既成事実で終わってしまっているのではないかと思うのですよ。どうですかその辺、町長お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

このたび、私どもと航空宇宙や再生エネルギーの関係で関わりを持っていただいております。

ますエア・ウォーター北海道株式会社と協定を結ぶことができました。

その中でも検討を進めておりますが、やはり私は、一番は再生エネルギーの活用について、大樹町で発生している家畜ふん尿由来のメタンガスを生成する取組を今帯広のプラントで行っておりますので、これもかなりモデル的な、先駆的な取組だと思っておりますので、これをどのように進めていくか。あとは、採算ベースに乗せて実際に活用できるような段階に持っていくかというのは、私どもとエア・ウォーターでしっかりと実証、展示も含めて進めていきたいと思っておりますし、一方で、航空宇宙の関係でもエア・ウォーターからは、企業版ふるさと納税でありますとか、実際のエネルギーの供給も含めて対応いただいておりますので、これから射場の取組を進めていく中で、航空宇宙の取組でも射場の早期実現、又は運用について、エア・ウォーターのお力を借りながら進めていきたいと思っております。

再生エネルギー導入計画の内容については、副町長から説明を行います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

再生可能エネルギー導入計画につきましては、パブリックコメントをする前に第4回目の協議会で、これからパブリックコメントを行い、事務局に委任をしていただいて、変更がある場合は協議会委員にお知らせをするということでございましたけれども、いただいた2点の質問につきましては、もっと前進しろとか、検討する検討するではなくてもっとやりなさいというようなご意見だったので、その意見は承って、特に計画の変更には至らないというところで策定ということにさせていただいたところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回だけではないと思うのですよ。今やっている、もう終わったかな、空き家対策もパブリックやっていますよね。それも、今回みたいなことをやってしまったら、本当に厳しい言い方すると、町民軽視になってしまうのではないかと思います。やはり2人の意見をいただいたということは、協議会を開いてご意見をいただく。どんな小さなことでもいただかないと、行政指導型というか、自分達ありきで進めているような気がするのです。そういうところが我が町の一番悪いところではないかと思うのですよ。

今後はそういうことのないように、しっかりある程度の期間を持ちながらいかないと、パブリックコメントが終わった次の日に答申を出すというのは、町民、誰が見ても、おかしいと思いますよ。今後そういうことのないようお願いしたいのですが、それについて最後お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、再生可能エネルギー導入計画、又は空き家対策に関する計画についても、パブリックコメントで住民の皆さまからの意見をお聞かせいただきながら進めているところです。ただ今、議員ご指摘のとおり、期間の在り方、又はパブコメをいただいた後の対応についても、拙速だったという思いを私も持っておりますので、今回の計画2点にかかわらず、すべからく、いろいろな町の事務事業を執行するにあたっては、しっかりと丁寧な対応を心がけていきたいと思っておりますので、そういう思いを持ってこれから町政を進めていきたいと思えます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

再生可能エネルギーの導入計画のことなのですが、よく読ませていただいて、ぜひ計画どおりにとっております。

それで、これができることによって、国の本年度でしたか、100か所の多額の交付金をいただけるような計画に乗れるとか、有利な補助事業の受理ができるとか、そこら辺の実利的なことはどうなのでしょう。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回策定いたしました再生可能エネルギー導入計画の策定によりまして、国の補助事業の活用を図れるかという部分におきましては、計画があることによって手挙げをするという部分では、この計画が必要だという部分がございます。ただ、何をやるかという部分は、今後いろいろと検討していく中で、町にとって必要な補助事業にいかにか手を挙げていくかというところになってくるかと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、3月8日12時までといたします。

◎日程第6 陳情第1号

○議 長

日程第 6 陳情第 1 号所得税法第 5 6 条及び関連条項の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書の件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりです。この陳情の審査については、会議規則第 9 4 条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

◎日程第 7 議案第 4 号及び日程第 8 議案第 5 号

○議 長

日程第 7 議案第 4 号大樹町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第 8 議案第 5 号大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 4 号及び議案第 5 号の提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 3 年 5 月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、この法律に個人情報の保護に関する法律の一部改正が含まれていることから、当町でもこの法律改正の趣旨に沿って、二つ条例の制定を行うものです。

議案第 4 号は、大樹町個人情報の保護に関する法律施行条例について、議案第 5 号は、大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例について、それぞれお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第 4 号及び議案第 5 号について、ご説明いたします。

まず議案第 4 号は、大樹町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

今回の条例の制定は、令和 3 年 5 月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、その中に個人情報の保護の法律の一部改正が含まれており、その改正に沿って必要な事項を規定するものであります。

これまで、地方自治体における個人情報の保護に関しては、法律に基づき個人情報保護の条例を制定し運用を図っておりましたが、令和 5 年 4 月 1 日から国の行政機関や民間事業者と同様に直接法律の適用を受けることになることから、現行の大樹町個人情報保護条例

を廃止し、法律から委任された事項や許容された事項を本条例と議案第5号の大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例で規定するものでございます。

それでは、条例に沿って内容をご説明いたします。

第1条では、条例の趣旨を規定し、第2条の第1項の諮問庁では、町の機関について定義付けしておりますが、現行の大樹町個人情報保護条例では、町の機関には町議会も含まれておりますが、今回の法律の改正により、町議会は国会同様に直接法律の適用を受けない機関に位置付けされ、議会独自に個人情報保護条例を制定し、運用することに改まってございます。

第3条は、開示決定等の期限に関する特例を規定するもので、法律第83条第1項で情報開示決定の期限を、同条第2項は、その開示期限の延長できる期限をそれぞれ規定しており、国はそれぞれ30日以内と規定し、延長を含めると請求から60日以内に情報の開示を決定することとされております。

これに対して、町の現行では条例に基づき、これらをそれぞれ14日、16日と規定しており、改正法律の施行日以降も同様とするため、規定するものでございます。法律第84条に規定する「60日以内」を「30日以内」とするのも同様の理由からであります。

次に、第4条は、開示請求に係る手数料等について規定するものです。条例による現行の運用では、開示請求に係る手数料は交付に要した複写等の実費分のみを徴収し、手数料は無料としていることから、法律改正後も同様とするため、規定するものでございます。

第5条は、個人情報保護審査会への諮問について規定するものです。改正される法律では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を図る機関の設置が必要とされ、議案第5号の大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例で新たに設置する大樹町情報公開・個人情報保護審査会がその役割を担うこととし、その諮問項目について、ここで規定するものでございます。

次に附則ですが、第1条で、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

第2条では、法律の施行に合わせて大樹町個人情報保護条例は廃止とします。

第3条では、大樹町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について規定するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただき、次に、議案第5号大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明させていただきます。

本条例の制定の目的は、個人情報の保護の法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度における審査請求、個人情報の適正な取扱いの確保について、調査審議するための機関の設置を目的とするものです。また、公文書の情報公開における諮問機関も現行の大樹町情報公開条例に規定する情報公開審査会に変わり、この大樹町情報公開・個人情報保護審査会が兼ねることに改めるものでございます。

本条例の本文では、情報公開・個人情報保護審査会の設置や設置に伴う必要事項を規定し、本条例の附則では、情報公開審査会から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問機関の変

更に伴う大樹町情報公開条例の一部改正について規定するものでございます。

それでは、条文の本文について要点をご説明させていただきます。

まず第1条は、この条例の趣旨を、第2条は審査会の設置を、第3条は用語の定義を規定してございます。

次に第4条は、本審査会の所掌事項、役割を規定しております。本審査会が審査する事項は、第1号で公文書の開示請求への対応に対する不満等で審査請求があった場合の諮問について規定しておりますが、これは今まで大樹町情報公開条例において情報公開審査会の役割でありましたが、今後はこの情報公開・個人情報保護審査会が担うこととなります。第2号では、大樹町等が保有する個人情報に開示請求があり、その開示等について不満等があり、審査請求があった場合の諮問について、第3号は、議案第4号の大樹町個人情報の保護に関する法律施行条例の第5条に規定する事項の諮問としてございます。第2号及び第3号は、個人情報の保護の法律に基づき、諮問機関の設置が必要とされ、本審査会が担うものとなってございます。

次に2ページに移りまして、第5条の組織については、委員3名以内をもって組織すると規定しており、第6条では、委員は優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱すること。第2項では、任期は2年とし、再任を妨げないことなどを規定してございます。

第7条は、会長及び職務代理者の選任について、第8条は、審議会の会議について、第9条は、調査審議についてそれぞれ規定しております。

2ページ中下段から3ページにかけての第10条から第16条までは、調査から諮問、そして公表までの手続について必要な事項を規定してございます。

次に、4ページに移りまして、第17条は、規則の委任を規定し、第18条は、罰則を規定するもので、個人情報の保護に関する法律の罰則が適用となることから、規定するものとなってございます。

次に、附則でございます。

第1条では、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

第2条では、大樹町情報公開条例の一部改正について規定してございます。同条例の第18条で情報公開に関する諮問機関を大樹町情報公開審査会と規定しておりますが、それを本条例の大樹町情報公開・個人情報保護審査会に改めるものでございます。

また、第22条から第32条までの諮問機関が変更となり、規定が不要となることから、条例から削除するものでございます。

第3条の大樹町情報公開審査会の委員は、この条例の施行日に大樹町情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなすとしております。

ただし、現在この大樹町情報公開審査会の委任につきましては、以前から必要に応じて委嘱することとしており、現在は任期中の委員はおりません。今後、委嘱を万一行った場合を考慮しての規定となってございます。この点については、ご了解をお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、議案第4号大樹町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号大樹町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件の討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議 長

日程第9 議案第6号大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第6号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の旅費に関する条例等の一部改正をお願いするもので、東京都内の宿泊施設の料金が宿泊の時期や予約のタイミングにもよりますが、規定の支給上限額の範囲内では宿泊先の確保が困難になってきていることから、所要の改定をお願いするものです。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第6号大樹町職員の旅費に関する条例等の一部改正について、内容を説明させていただきます。

職員の旅費に関する条例では、旅行先に応じて甲地方、乙地方、町内の3区分に分け、宿泊料の旅費の支給額を定めており、甲地方は東京都と札幌市を含む政令指定都市を対象としております。このうち東京都内の宿泊において、物価高騰、人件費増などの要因により支給限度額内での宿泊が時期や予約のタイミングによって困難な状況が見られるため、改定をするものです。

なお、議員や各委員の費用弁償等に関する規定も本条例を準用しているため、同様に改定となるものです。

それでは、表に沿ってご説明いたします。

別表第1の甲地方の宿泊料（1夜につき）改定前の「1万2,000円」から1,500円上げて「1万3,500円」とするものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議 長

日程第10 議案第7号大樹町B&G海洋センター設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町B&G海洋センター設置条例の一部改正をお願いするもので、町民プールの完成に伴い、その所在地を規定するなど、所要の改正をお願いするものです。

内容につきましては、社会教育課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

それでは、議案第7号大樹町B&G海洋センター設置条例の一部改正についてご説明いたします。

今回、海洋センタープールの移設に伴い、これまで条例において海洋センターの位置を海洋センター体育館並びにプールとして定めておりましたが、より実態に即した位置とするため、今回の改正を行います。

大樹町B&G海洋センター設置条例を次のように改正いたします。

改正後の条例のみご説明いたします。

名称及び位置、第2条施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、大樹町B&G海洋センター。

位置、大樹町西本通73番地5（体育館）、大樹町双葉町4番地1（プール）、大樹町字晩成1番地先（艇庫）。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で、説明のほうを終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議 長

日程第11 議案第8号大樹町子ども・子育て支援会議条例等の一部改正についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第8号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町子ども・子育て支援会議条例等の一部改正をお願いするもので、送迎バスの置き去り事故の再発防止を図るため、国の児童福祉施設の設備及び運営

に関する基準等の一部を改正する省令など、子育てに関連する法律等の改正に伴い、大樹町子ども・子育て支援会議条例など、五つの条例について所要の改正をお願いするものです。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第8号大樹町子ども・子育て支援会議条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法など、子育てに関連する三つの法律等の改正等に伴い、五つの条例改正をお願いするものです。

それでは、条文に沿って説明いたします。

第1条から第5条まで、全て次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第1条は、大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正するもので、表中の第1条では、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削られることに伴い、「第77条」を「第72条第1項各号」に改めるものです。

次に、第2条は、大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、表中の第7条の2では、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加しております。2ページ目になります。下段の第7条の3では、自動車を運行する場合にあたっては、利用乳幼児の所在を確認しなければならない旨の規定を追加し、3ページ目になります。中段の第10条では、事業所等の行う保育に支障がない場合に限り、他の社会福祉施設等を併せて設置できるよう改め、第13条では、民法における懲戒権に関する規定が削られることに伴い、「第13条」を削除し、第14条では、衛生管理等について、職員に対し研修や訓練を定期的実施するよう努める旨の規定に改めるものです。

次に4ページ目になります。

中段の第3条は、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られることに伴い、改正前の法第19条第1項は、法第19条になりまして、表中の法第19条第1項を引用している条文は、表中第4条と、5ページ目の第6条、続いて、6ページ目の第7条、第8条、7ページ目の第13条、8ページ目の第20条、下段第35条、10ページ目の第36条、11ページ目の第37条、12ページ目の第39条、下段第51条、15ページ目の第52条、これらが該当し、各条文からそれぞれ第1項の文言を削ります。7ページ

目に戻っていただきまして、中段の第15条では、学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されることに伴い、改正前の法第25条は、法第25条第1項になることから、表中の第15条第1項第3号中の「第25条」を「第25条第1項」に改め、続いて8ページ目の中段の第26条では、民法における懲戒権に関する規定が削られることに伴い、「第26条」を削除するものです。

次に、16ページ目になります。

下段の第4条は、大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、表中の第6条の2では、利用者の安全確保を図るための安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加しております。17ページ目になります。下段の第6条の3では、自動車を運行する場合にあたっては、利用者の所在を確認しなければならない旨の規定を追加し、第12条の2では、感染症や非常災害の発生時において、支援の提供を継続的に行い、早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い、必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加しております。18ページ目になります。下段の第13条では、衛生管理等について職員に対し研修や訓練を定期的実施するよう努める旨の規定に改めるものです。

次に、第5条は、大樹町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正するもので、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られることに伴い、改正前の法第19条第1項は法第19条になることから、19ページ目の表中の第3条の中の「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めるものです。

附則ですが、本条例は、令和5年4月1日から施行することとし、第2条の表中の第7条の3第2項及び第4条の表中の第6条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置が設けられております。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 9 号

○議 長

日程第 1 2 議案第 9 号大樹町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 9 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険条例の一部改正をお願いするもので、国による出産育児一時金の支給額の引き上げに伴い、当町でも国の基準に従って支給額の改正等をお願いするものです。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第 9 号大樹町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。

初めに、今回の改正内容の概要から説明させていただきます。

出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく健康給付として健康保険や国民健康保険など、被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。今回は、現行の出産一時金を引き上げるため、所用の条例を改正するものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第 6 条では、出産一時金についての規定でございます。第 1 項で、出産一時金の金額について、改正前の「4 2 万円」から改正後の「4 8 万 8, 0 0 0 円」に定めるものです。

ただし書では、健康保険法施行令の規定を追加し、規則で定める加算の額の上限を 3 万円

と定めるものです。また、条例と同時に施行されます施行規則で、加算額を1万2,000円と定め、条例で定めた48万8,000円と合わせた50万円が支給されるものです。

附則になりますが、この条例は、令和5年4月1日から施行されるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第10号

○議 長

日程第13 議案第10号大樹町公園条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第10号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公園条例の一部改正をお願いするもので、これまで有料の歴舟川河川緑地パークゴルフ場の使用料について、来年度から無料とするため、所要の改正をお願いするものです。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第10号大樹町公園条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の条例一部改正は、歴舟川パークゴルフ場の使用料を無料にするものとなっております。また、大樹交通公園ともいわ山森林公園の公園内の施設において現状に合わせ整理するものとなっております。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

別表第1、第6条関係では、主な公園の施設について規制してございます。改正前に掲げる大樹交通公園ともいわ山森林公園の「パークゴルフ場」を削除し、改正後に改正するものです。

続きまして、1ページ下段から6ページまで、別表第3になります。

こちらでは、第17条関係で、使用料について規制する内容となっております。5ページの改正欄に掲げる有料公園施設の歴舟川河川緑地「パークゴルフ場」を削除し、改正後に改正するものとなっております。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議 長

日程第14 議案第11号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第11号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定について議決をお願いするものであります。

それでは、議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

議案第11号大樹町公の施設の指定管理者の指定について。

大樹町公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1、公の施設の名称及び位置。

名称、大樹町多目的航空公園。

位置、大樹町字美成169番地。

2、指定管理者。

大樹町字芽武183番地1、SPACE COTAN株式会社、代表取締役社長兼CE

O、小田切義憲氏。

3、指定期間。

令和5年4月1日から令和7年3月31日までであります。

つきましては、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

1点だけお伺いします。

指定管理を行うのですが、施設は現状維持で指定管理をしていくのか、ある程度はこちらで改修して、そうすると令和6年の予算につながるのですけれども、その辺の考え方について、お願いします。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

指定管理に移行するにあたって、施設の改修等があるのかということですが、施設の改修等は予定しておりませんが、指定管理者に移行するにあたって、民間の活力、ノウハウをいかすために、指定管理料の中で広告宣伝費ですとか展示品のリニューアル等、また予約システムがスムーズにいくようにホームページでの予約管理システムの作成ですとか、そういった部分の経費を上乗せして指定管理料を設定させていただいております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議 長

日程第15 議案第12号令和4年度大樹町一般会計補正予算（第10号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第12号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町一般会計補正予算（第10号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ5億6,820万9,000円の追加と繰越明許費及び債務負担行為の追加、地方債の変更です。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第12号令和4年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億6,820万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億8,220万4,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

最初に、歳出を資料で説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

なお、資料につきましては、7ページから30ページまでとなっておりますが、説明にあたっては、事業の追加や事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業完了や執行見込み額の精査による減額補正は、一部を除き説明を割愛させていただきます。

また、財源内訳についても、歳出後に歳入の主なものを説明いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

それでは、まず7ページ、議会費、議会運営経費137万4,000円の減。

その下から12ページにかけまして総務費です。総務費全体で3,263万5,000円の増。

最初に7ページ中段の一般管理費、一般職給与、給料から共済費まで2,113万4,000円の減。給料につきましては、町長部局で退職等により、当初予算より職員3名が減であること。また、一部職員の育児休暇取得などにより1,363万8,000円の減。職員手当等と共済費の給料と同様の理由により、職員手当等では市町村職員退職手当組合負担金、共済費では市町村職員共済組合負担金がそれぞれ減となるものでございます。

次に、庁舎管理費、報酬から委託料まで384万1,000円の減。委託料では、新庁舎移転後に改めて庁舎管理の業務委託を精査し、地中熱管理設備保守点検業務等の一部の業務委託について、実施を見合わせたり、業務量を見直し、減額となっております。

次に、8ページ中段をご覧ください。企画費、企画調整推進事業、旅費から負担金、補助及び交付金まで392万3,000円の減。負担金、補助及び交付金では、地域公共交通確保維持改善事業補助金の282万9,000円減など、事業費の確定や見込みに伴う減額です。

次に、10ページ上段をご覧ください。車両管理費、車両管理事業、備品購入費と公課費で28万4,000円の減。公課費では、公用車1台分の自動車重量税が当初予算から計上漏れしていたため、予算の計上をお願いするものでございます。

次に、11ページ上段をご覧ください。諸費、行政区会館等維持管理費、需用費と使用料及び賃借料で70万2,000円の増。需用費では、光熱水費で電気料金値上げにより予算の不足が見込まれるため、計上をお願いするものです。

次に、中段の庁舎建設費、役場庁舎建設事業、報償費から備品購入費まで589万5,000円の減。工事請負費で新庁舎建設工事の479万7,000円の減など、事業費の確定や見込みによる減額です。

次に、下段の航空宇宙推進費、宇宙のまちづくり推進事業、報償費から負担金、補助及び交付金まで9,005万7,000円の増。委託料は、令和4年度内閣府補助事業の採択を受け、北海道スペースポートにおけるコンセッション導入可能性調査業務996万9,000円を新たに計上するものです。負担金、補助及び交付金は、宇宙産業集積促進事業の名目で集まった企業版ふるさと納税が当初予算を大きく上回ったことから、補助対象事業者への補助額を追加する費用8,160万円について予算の計上を行うものです。

次に、12ページ上段をご覧ください。北海道スペースポート整備事業、委託料と工事請負費で1,556万1,000円の減。今年度発注した北海道スペースポート整備事業において、当初委託料で調査設計業務を、工事請負費でブランド設備など整備工事を計上しておりましたが、設計施工の一括発注方式により業者選定契約等を行ったことから、工事請負費に一括するため予算の組替えを行い、併せて工事費の額確定により減額を行うものです。

13ページに移りまして、13ページから16ページ中段にかけて民生費です。民生費全体で5,738万6,000円の減。

13ページ中段をご覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで981万9,000円の減。国の臨時特別給付金事業の事業費の確定による減額です。

次に、14ページ上段をご覧ください。老人福祉総務費、介護老人福祉対策事業、扶助費と繰出金で124万6,000円の増。扶助費では、制度改正や対象施設の増により助成費が当初見込みを上回り予算の不足が見込まれることから、計上をお願いするものです。

次に、その下、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、旅費から扶助費まで1,770万9,000円に減。扶助費では、介護給付費などが当初見込みを下回ったため、減額するものです。

次に、その下、福祉医療諸費、保険基盤安定制度等繰出金、繰出金で88万5,000円の増。事業費の執行見込みから不足分の予算の計上をお願いするものです。

次に、15ページ上段をご覧ください。福祉医療諸費、後期高齢者医療運営事業、負担金、補助及び交付金と繰出金で734万8,000円の減。事業費の確定による減額となっております。

次に、三つ下の児童措置費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、償還金、利子及び割引料で237万円の増。令和3年度事業実績の確定に伴う余剰額の返還費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、16ページ中段をご覧ください。児童福祉施設費、法人認定こども園運営事業、扶助費で966万8,000円の減。事業費見込みによる減額です。

次に、16ページ中段から18ページ上段にかけてまして衛生費、衛生費全体で1,553万5,000円の減。

17ページ下段をご覧ください。環境衛生費、一般事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で550万円の減。南十勝複合事務組合への運営施設整備負担金などの額確定による減額です。

次に、18ページの上段をご覧ください。労働費ですが、労働諸費、通年庫用促進支援事業において、財源の組替えを行うもので、予算の増減はございません。

次に、18ページ上段から22ページ上段にかけてまして農林水産業費、農林水産業費全体で1,412万2,000円の減。

20ページ中段をご覧ください。牧場管理費、牧場管理運営費で給料から負担金、補助及び交付金まで421万8,000円の増。需用費では、価格高騰による飼料費と作業機械の修繕費用などがかさみ、修繕費について予算の不足がそれぞれ見込まれることから、計上をお願いするものでございます。

次に、22ページの中段をご覧ください。商工費、商工費全体で196万9,000円の減。商工費につきましては、各事業の額確定や見込みによる減額等となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、22ページ下段から24ページ下段にかけてまして土木費、土木費全体で1,225万8,000円の減。土木費につきましても、各事業の額確定や見込みによる減額補正等となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、24ページをご覧ください。24ページ下段から25ページ上段にかけてまして消防費、消防費全体で110万7,000円の減。消防費につきましても、各事業の額確定や見込みによる減額補正となっておりますので、説明を割愛いたします。

次に、25ページをご覧ください。25ページ上段から28ページにかけてまして教育

費、教育費全体で2,648万5,000円の減。

25ページの教育振興費、教育振興事業、給料から負担金、補助及び交付金まで434万4,000円の減。負担金、補助及び交付金では、大樹高等学校通学費等補助金の事業費の確定による376万1,000円の減額等を行うものです。

次に、29ページをご覧ください。諸支出金、諸支出金全体で6億6,581万円の増。

事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金、繰出金で3,016万6,000円の増。国民健康保険事業特別会計において、事業会計の健全な財政運営を図るため、同会計基金の積立額が5,000万円になるよう積立てするため、その不足分について一般会計から繰り出しするものです。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金から29ページ下段の特別会計出資及び補助金の下水道事業補助金までは、各会計の事業費の確定により繰出金又は補助金の減額を行うものとなっております。

次に、29ページ下段の基金費、基金費積立金、積立金で7億385万円の増。歳入において、地方交付税、町政、寄附金、繰越金が当初予算を大きく上回ったことや歳出において一般財源を伴う大きな予算の補正が少なかったことなどから、財政調整基金積立金1億9,181万1,000円、減債基金積立金1億9,999万2,000円、航空宇宙関連施設整備基金積立金2億5,339万9,000円など、八つの基金に積立てをするものとなっております。

30ページに移りまして、以上、歳出補正合計5億6,820万9,000円の増。

財源内訳では、特定財源が国道支出金で2,648万3,000円の減、地方債で2,050万円の減、その他で3億5,088万3,000円の増。一般財源が2億6,430万9,000円の増となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明いたしますので、事項別明細書の34,35ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税、1目個人の町民税が2,648万7,000円の増。2目法人の町民税が1,699万8,000円の増。2項、1目ともに固定資産税が5,733万3,000円の増。3項軽自動車税、1目環境性能割20万7,000円の減。1款の町税全体では、1億61万1,000円の増となっております。

次に、11款、1項、1目ともに地方交付税3,884万8,000円の増。令和4年度分の普通交付税が追加交付となった額となっております。

次に、13款分担金及び負担金の説明を割愛し、14款使用料及び手数料、1項使用料、36ページ、37ページに移りまして、5項農林水産業使用料2,238万8,000円の減。町営牧場使用料で乳牛等の預かり頭数が当初見込みを大きく下回ったことによる減額でございます。

次に、その下、7項土木使用料539万8,000円の減。町営住宅使用料において、町営住宅の入居者が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

14款使用料及び手数料全体では、2,567万7,000円の減。

次に、15款国庫支出金、2目国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、北海道スペースポート整備工事に関わる地方創生拠点整備交付金の交付額確定により778万1,000円の減。次に、北海道スペースポートのコンセッション導入可能性調査業務に伴う民間資金等活用事業調査費補助金750万円の増などを計上しております。

15款国庫支出金全体では、2,022万4,000円の減となっております。

次に、40ページ、41ページをご覧ください。17款財産収入、2項財産売却収入、2目不動産売却収入、立木売却収入で間伐材の売払いなどが当初見込みを上回り1,324万4,000円の増。土地建物売却収入で南通1丁目の独身寮などの土地売却で当初見込みを上回り1,750万6,000円の増。17款財産収入全体で2,946万7,000円の増。

次に、18款、1項ともに寄附金、2目指定寄附金、町内外から多くの方のご寄附を頂き、公共施設整備資金寄附金459万9,000円の増。航空宇宙産業基地誘致資金寄附金864万9,000円の増。まち・ひと・しごと創生寄附金3億9,550万円の増などで、18款寄附金全体では4億926万8,000円の増。

次に、19款、1項ともに繰入金、1目基金繰入金、財政調整基金繰入金を1億6,855万6,000円減額し、それ以外にも歳出における事業費の額確定などにより、三つの基金の繰入金を減額しており、19款繰入金全体で1億9,438万9,000円の減。

次に、42ページ、43ページに移りまして、20款、1項、1目ともに繰越金2億6,235万9,000円の増。

次の21款諸収入は、説明を割愛し、42ページ下段から45ページにかけて、22款、1項ともに町債、1目過疎債から5目緊急防災・減災事業債まで2,050万円の減となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出補正予算の歳出を説明いたしますので、2ページ、3ページをご覧ください。

歳出合計、補正前の額88億1,399万5,000円。補正額、2ページの1款議会費から2ページ、3ページの13款諸支出金まで5億6,820万9,000円の増。補正後の歳出合計93億8,220万4,000円。

続いて、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額88億1,399万5,000円。補正額、1款町税から22款町債まで5億6,820万9,000円の増。補正後の歳入合計93億8,220万4,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、繰越明許費の追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費、北海道スペースポート整備事業で3億9,914万円を繰

り越すほか、事業完了が翌年度に及ぶ計7事業において4億3,483万1,000円を繰り越すための追加をお願いするものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正を説明いたしますので、5ページをお開き願います。

さきの議案第11号でご審議いただきました多目的航空公園の指定管理について、指定管理業務委託料として、令和5年度、6年度の2年間で2,400万円を限度とする債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、第4表地方債補正を説明いたしますので、6ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更です。過疎対策事業債の限度額を560万円減額し、6億9,330万円に変更するほか、三つの事業の限度額をそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第12号令和4年度大樹町一般会計補正予算（第10号）の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

初めに、事項別明細書46ページ、47ページ、1款議会費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、46ページから55ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

53ページの航空宇宙関連の委託料ですけれども、コンセッション導入可能性調査業務、もう少し具体的にどのような調査を行うのか。調査委託ですから、コンサル等に委託するのかなと思いますが、委託先の選定、あるいは委託先をどのように考えているのか、お願いします。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

今回、宇宙のまちづくり推進事業において、コンセッション導入可能性調査業務ということで補正予算を上げさせていただいておりますが、この調査の業務につきましては、LC-1射場完成後の北海道スペースポートの管理運営手法について調査検討するための調査になります。

LC-1射場の管理運営につきましては、多目的航空公園と同様に民間事業者の委託を想定しているところではありますが、多目的航空公園と比較しまして、利用形態であったり、利用料金、またロケットを打ち上げるということでリスク分担などが複雑になり、行政判断や裁量が大きい指定管理制度での運営は難しいことが想定されることから、PFI手法のコンセッション方式を導入することができないかということで調査検討をするものであります。

ロケット射場自体を自治体が整備し、所有するという前例は全国でもありませんので、PFI手法に精通した専門家とともに進めることが必要と考えていることから、今回コンサルの委託料として補正をお願いするものであります。

なお、コンセッション方式につきましては、PFI手法の一つになりますが、公共施設等運営権と規定された方式になりまして、施設の所有は公共主体が有したままです。自治体が有したままで民間に運営権を設定するという方式になりまして、施設所有者は運営権に対する対価の支払を受けて、運営権を設定された民間事業者は、ある程度自由度の高い運営ができるということになる方式であります。

委託の募集の方法であります。今のところプロポーザル方式で公募して実施していきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

47ページの総務費の1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料なのですが、庁舎環境管理清掃業務の減額補正が180万6,000円です。当初予算350万円だったのですが、半分以下になるのですね。長引くコロナ禍の中で、清掃業務は大変だったと思うのですが、これほど大きく減額になった理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

本年度の予算に関しましては、主に新庁舎の予算の減額となっております。新庁舎にな

りまして、清掃業務は、予算段階では概算という形で取ってございました。その中で、清掃回数とか、一部当初予算のほうに野ネズミとかの害虫駆除、又は飲み水の精密の検査等の部分が入ってございましたが、新庁舎ということもございまして、本年度に関してはその必要性を感じないということで、そういった部分の細かいところを落として180万円程度となっております。来年度につきましても、同じような予算規模で行えるかと思っております、この規模に清掃業務のほうを見直したいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

というのは、減額補正の分は人件費的なものではないという理解でよろしいのですね。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

そのとおりです。業務量を見直したという形の減額となっております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

49ページですけれども、18節負担金、補助金の確定に伴う減額補正ですけれども、一番上の地域公共交通確保維持改善事業補助金ですけれども、282万9,000円の減できているのですけれども、詳細についてお聞きしたいです。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地域公共交通確保維持改善事業補助金でございますけれども、これは広尾線十勝バスの運営に関する十勝バスへの補助金ということになりますが、当初予算では972万8,000円を見込んでいたのですが、十勝バスの広尾線の分で運送収入が当初見込みよりも増えたという部分と経常経費の人件費、運転手不足ということもございまして、経常経費が削減になったという部分もありまして、沿線自治体の負担金が減少したという部分でございます。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

経常経費の削減と、利用者が増えたというのですけれども、どの程度増えたのか、そこだ

けをお願いします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

利用者の部分とといいますか、当初計画では平均乗車密度が3.7人という計画を持っておりましたが、実績としましては、平均乗車密度が3.9人という形で増えているということでございます。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

3.7から3.9になったのですが、乗客の構成というか、ほとんど一般客なのか高齢者なのか、ほとんど学生なのか。それによって毎年変わると思うのですが、その辺の分析の報告は受けているのでしょうか。お願いいたします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

乗客の構成、その部分の分析につきましては、大変申し訳ございませんが、内容については報告は受けてございません。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、54ページから59ページ、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。菅敏範君。

○菅敏範議員

55ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金のところで、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の970万円の減額補正の根拠をお聞きしたいと思えます。第3回の定例会で2,000万円の補正予算を組んだと承知しているのですが、そのときに、非課税世帯が190戸と家計急変世帯が10戸で、合計200戸で計算した2,000万円だったと思うのですが、それが970万円も減額になったのはなぜなのか、お聞きしたいと思います。

○議長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼

学童保育所長

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の減額の内容ですけれども、もともと予算としましては200名で10万円の2,000万円ということで見えておりましたところ、実績でいきますと103名、1,030万円ということで、970万円の減額となっております。

この内容につきましては、令和4年度に新たに非課税になった方が対象になってくるのですけれども、その対象者の抽出にあたりまして、非課税者の抽出のためのシステム改修を行いました。これは、9月の議会の補正予算でシステム改修の経費も計上しておまして、そこでシステム改修して抽出したのですけれども、その前段階では、ある程度数字の把握というのが難しく、200名ということで多めに設定したところです。その後、システム改修によって精査しまして、対象者を確定させた結果、このような減額となっているものでございます。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、機械的なミスという話だったのですが、臨時交付金等につきましては、令和4年だけでなく、令和3年だとか、いろいろな場面、場面であったと思うのですよね。その都度、大体このような200とかという数字は聞いていたのですよ。ですから、実際にはその前の給付金なんかも、こんな数字ではなくて、結構正しい数字で、生活急変世帯の10戸とかという数字がきちんとあったのですが、ということは、難しい積算の中で機械の能力のミスでもって9月の定例会の中では200戸という数字が一人歩きをしたのですが、実際にはそれほど非課税世帯がいなかったということで解釈してよろしいのですか。

○議長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

機械のミスというよりは、最初の200件を積み上げたのは令和4年度の非課税世帯の中でひとまず抽出したのが200件です。その後、システム改修によって対象者を精査できたということで件数が減ったということです。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、58ページから61ページ、4款衛生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、60ページ、61ページ、5款労働費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、60ページから67ページ、6款農林水産費の質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、66ページ、67ページ、7款商工費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、66ページから69ページ、8款土木費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、68ページから71ページ、9款消防費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、70ページから75ページまで、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありま

せんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1点お願いします。73ページですが、4項学校給食費で10節需用費、賄材料費なのですけれども、減額ということなのですけれども、物価高騰等あったのですが、その影響はなかったのか。減額になった理由を教えてくださいと思います。

○議 長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

今回の補正減につきましては、小中高の年間給食数5,050食の減による153万1,000円の減額分と、さきの議会で材料費高騰分300万円ほど補正させていただいた分でございますが、この部分につきましては、材料費のやりくり等がうまくいきまして、当初予定していたよりも97万円ほど減額になるということも含めて、合わせて250万1,000円ほど減額するものであります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、74ページから77ページ、13諸支出金の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、34ページから45ページ、歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

34ページの1款町税についてお伺いします。当初、個人の、それから法人税について、今回増額補正されているわけですがけれども、これは人口増加に伴うものなのか、それとも企業の業績等によるものなのか。

それと、固定資産税についても増額補正されていますけれども、これは単純に固定資産税が増えたからかと思えますけれども、この辺の内容についてお示しをいただきたいと思えます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

まず、個人の部分の町民税でございますが、当初予算では不確定要素の多い部分、分離課税がございまして、課税の標準の算定基礎に含まれておりません。その部分で土地の売買に関わる譲渡が多かったものだと思います。それと、法人税につきましては、新規法人について、雪印や射場の町内大規模工事業者が増になった影響で法人税が増になったものと思います。

続きまして、固定資産税の部分についてですが、令和4年度に移動になった土地、家屋、償却資産が予算の見込みより多かったものと思います。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

34から35ページの地方交付税、11款地方交付税の普通交付税、追加交付ということでございますが、追加交付の要因というのは何でしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

地方交付税の増額の要因でございますが、国の交付税の算定の部分となっております税額の税収が伸びておりまして、そういった部分で地方に対する配分も増えてございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員。

37ページの4節住宅使用料です。現年度分でマイナス539万8,000円ですけれども、これは当初より下回ったという先ほど説明を受けたのですが、公営住宅の住居者の自然減というか死亡によるものなのか、転出なのか。それとも、先ほど固定資産税の増のように、公営住宅を出て、自分達で一戸建てを建設したのか、その辺の分析はされているのでしょうか。お願いします。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今回提出させていただきました住宅使用料の減についての要因なのですが、当初310世帯ほど見越して予算計上させていただきました。現在2月末時点で、おおよそ300世帯と10世帯ほどが減っている状況です。

内訳としましては、自然減によるものが3割ぐらいかなと思っています。大樹町からよそ

の自治体へ高齢化に伴いご家族のほうへ転出するといった方々もいらっしゃいましたし、今年度においては、新築住宅とかに移動しているということはなかったと記憶してございます。いずれにしても、自然減の要素が大きいと把握しております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

要するに自然減で30%なのですけれども、それがほとんど転出という解釈でいいのか。例えばひとり世帯とかで死亡になった場合、そこは空きますよね。そういったことはないのか。ほとんどが町外に出ていくのが3割という計算でいいのか。その辺が気になるのですが、お願いいたします。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

失礼しました。自然減の内訳なのですけれども、公営住宅に入居されていて亡くなっていた方が本年度3世帯ほどいらしております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般についての質疑漏れがあればお受けいたします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議 長

日程第16 議案第13号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第13号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ6,526万6,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第13号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の額にそれぞれ6,526万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億4,370万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページの歳出をお開き願います。

補正の内容は、事業費の確定や執行見込みによるもので、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組替えを行っております。補正額がなく、財源内訳の組替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額4,446万2,000円の増。主な要因として、国民健康保険基金に積み立てる増額となっております。

2 項徴税費、1 目賦課徴税費、補正額20万1,000円の減。

3 項、1 目ともに運営協議会費、補正額8万1,000円の減。

2 項、3 項いずれも執行見込みにより減額しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費1,200万円の増。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費340万円の増。2款の保険給付費につきましては、給付費の動向を考慮した執行見込みにより増額となっております。

次のページに移りまして、下段の5款、1項ともに保健事業費、1目保健衛生普及費4万1,000円の減。

2項、1目ともに特定健康診査等事業費6万2,000円の減。執行見込みにより減額しております。

次のページに移りまして、7款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金578万9,000円の増。特別交付金に含まれます直営診療施設分の額が決定したことから、町立国民健康保険病院に繰り出すものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1款、1項ともに保険税、1目一般被保険者保険税、補正額1,078万8,000円の減。保険税につきましては、徴収状況を考慮して減額しております。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金2,273万7,000円の増。1節の保険給付費に充てる普通交付金が1,622万5,000円の増。2節の特別交付金が651万2,000円増額となっております。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3,079万8,000円の増。1節の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、額の確定により増額。2節保険者支援分、3節未就学児均等割保険料繰入金、5節一般被保険者療養給付費繰入金は、執行状況を考慮して減額しております。6節その他一般会計繰入金は、国保会計基金繰入のため増額しております。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金1,225万円の増。

8ページ、9ページをお開き願います。

6款、1項ともに繰越金、1目前年度繰越金1,003万6,000円の増額となっております。

7款諸収入、1項延滞金及び加算金、1目延滞金64万8,000円の増。1節延滞金の確定見込みにより増額しております。

2項雑入、1目療養給付費等負担金51万8,000円の減。単独事業の現物給付に係る負担金でしたが、今回の補正で基金に積み立てた中でやりくりできるもので不用となったものでございます。2目第三者行為徴収金4万円の増、3目雑入8万8,000円の増、2目、3目いずれも執行見込みにより増額しております。

次に、5ページの総括の歳出をお願いします。

歳出合計、補正前の額6億7,843万9,000円。補正額、1款総務費から7款諸支出金まで6,526万6,000円の増。補正後の歳出合計7億4,370万5,000円。

次に、歳入の4ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額6億7,843万9,000円。補正額、1款保険税から7款諸収入まで6,526万6,000円の増。補正後の歳入合計が7億4,370万5,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

11ページの総務管理費の中の基金の積立てなのですが、町から基金4,500万円をもらって、同額を積立てしようとしているのですが、これは毎年、町からお金をもらって積立てていく、そういう性質のものなのでしょうか。目標は何なのかを教えてくださいと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

ただいまの基金の積立金の考え方ですが、国保会計を今まで一般会計から繰り入れたものを一度基金に積んでから基金から崩すという手法を令和4年度の補正から行わせていただきたいと思いますと考えておまして、概ね過去の金額の最大限のところを見たプラスアルファで一般会計から繰り入れさせていただいて、5,000万円を維持する考えでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議 長

日程第17 議案第14号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第14号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ410万5,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第14号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ410万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億70万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額10万3,000円の減。執行見込みにより減額しております。

2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額420万8,000円の増。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合への納付金を計上しております。事務費負担金の確定により37万2,000円の減です。保険料と保険基盤安定負担金を合わせた保険料等負担金は見込額で計上ですが、458万円の増となっております。

次に、歳入を説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1 款、1 項、1 目ともに後期高齢者医療保険料、補正額 5 9 1 万円の増。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しており、保険料の収納見込みが増額となっております。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2 3 9 万円の減。事務費繰入金は、広域連合へ納付する事務費負担金の減などにより減額。保険料の軽減分を一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額しております。

3 款、1 項、1 目ともに繰越金、補正額 5 8 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

次に、5 ページの総括、歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額 9, 6 6 0 万円。補正額、1 款総務費と 2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 4 1 0 万 5, 0 0 0 円の増。補正後の歳出合計が 1 億 7 0 万 5, 0 0 0 円。

次に、4 ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額 9, 6 6 0 万円。補正額、1 款後期高齢者医療保険料から 3 款繰越金まで 4 1 0 万 5, 0 0 0 円の増。補正後の歳入合計が 1 億 7 0 万 5, 0 0 0 円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 4 号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 8 議案第 1 5 号

○議 長

日程第18 議案第15号令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第15号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,935万7,000円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第15号令和4年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,935万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億1,479万6,000円とするものです。

補正の内容は、各事業の歳入歳出の確定や執行見込みの精査による減額補正が主なものとなっております。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額282万4,000円の減。人事異動に伴う職員給料等の減額が主な要因となっております。

3項、2目ともに介護認定審査会費、補正額74万4,000円の減。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,566万5,000円の減。2目居宅介護サービス計画費、補正額360万円の増。3目施設サービス給付費、補正額300万円の増。5目住宅改修費、補正額110万円の減。6目特定入所者介護サービス費、補正額508万5,000円の減。

2項、1目ともに高額介護サービス費、補正額100万円の減。12ページ、13ページをお開きください。2目高額医療合算介護サービス事業費、補正額75万円の減。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額634万2,000円の減。2目一般介護予防事業費、補正額131万円の減。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額87万7,000円の減。2目任意事業費、補正額26万円の減。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款、1項ともに介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、補正額62万4,000円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額315万1,000円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額313万1,000円の増。2目地域支援事業交付金、補正額64万4,000円の減。3目介護保険事業費補助金、補正額20万円の減。4目地域支援事業調整交付金、補正額40万3,000円の減。5目保険者機能強化推進交付金、補正額20万3,000円の増。6目介護保険保険者努力支援交付金、補正額16万1,000円の増。

3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額225万円の減。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金、補正額46万1,000円の減。

4款、1項ともに支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額811万1,000円の減。2目地域支援事業支援交付金、補正額150万2,000円の減。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,014万4,000円の減。

8ページ、9ページをお開きください。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額580万9,000円の減。

7款諸収入、2項、3目ともに雑入、補正額44万7,000円の増。

次に、総括の歳出をご説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額7億4,415万3,000円。補正額、1款総務費から3款地域支援事業費まで2,935万7,000円の減。補正後の歳出合計7億1,479万6,000円となるものです。

次に、4ページ、歳入です。

歳入合計、補正前の額7億4,415万3,000円。補正額、1款介護保険料から7款諸収入まで2,935万7,000円の減。補正後の歳入合計7億1,479万6,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議 長

日程第19 議案第16号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第16号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,226万1,000円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第16号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,226万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億8,607万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額439万6,000円の減。主なものでございますが、1節報酬362万4,000円の減でございますが、会計年度任用職員報酬の所要見込みによるものでございます。3節職員手当等30万1,000円の減、4節共済費36万4,000円の減でございますが、人事異動に伴うもので、所要見込みによるものでございます。そのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業の確定により、10節需用費を減額するものでございます。

次に、2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額786万5,000円の減。主なものでございますが、1節報酬615万3,000円の減でございますが、会計年度任用職員報酬の所要見込みによるものでございます。4節共済費141万1,000円の減でございますが、職員の人事異動、退職、採用に伴うもので所要見込みによるものでございます。そのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業の確定により、10節需用費、12節委託料、17節備品購入費を減額するものでございます。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス事業収入、補正額299万3,000円の増。2目介護老人福祉施設事業収入、補正額1,137万1,000円の減。

同じく1款サービス収入、2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目通所型サービス事業費収入、補正額156万8,000円の減。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護サービス事業負担金、補正額3万8,000円の増。2目介護老人福祉施設事業負担金、補正額198万1,000円の減。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,090万2,000円の減。

4款、1項、1目ともに繰越金、補正額1,053万円の増。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額3億9,833万1,000円。1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で、補正額1,226万1,000円の減。計3億8,607万円となるものでございます。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額3億9,833万1,000円。補正額、1款サービス収入から4款繰越金まで1,226万1,000円の減。計3億8,607万円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議 長

日程第20 議案第17号令和4年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第17号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を4,331万9,000円に改め、収入を2,005万7,000円、支出を1,562万6,000円それぞれ増額。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を3億3,105万8,000円に改め、収入を

2,414万1,000円、支出を284万9,000円それぞれ減額し、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を、第5条では、他会計からの補助金を、第6条では、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第17号令和4年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和4年度大樹町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文括弧書き中、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,775万円は、過年度分損益勘定留保資金4,775万円で補填するものとする」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,331万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,331万9,000円で補填するものとする」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

その予定額につきまして、収入において、第1款水道事業収益、既決予定額から補正予定額2,005万7,000円増額し、4億9,621万9,000円にするものでございます。

続いて、支出において、第1款水道事業費用、既決予定額から補正予定額1,562万6,000円増額し、5億3,953万8,000円にするものでございます。

次ページをお開きください。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億976万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億976万6,000円で補填するものとする」を「収益的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,105万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億3,105万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

その予定額につきまして、収入において、第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額2,414万1,000円減額し、9,777万9,000円にするものでございます。

続いて、支出において、第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額284万9,000円減額し、4億2,883万7,000円にするものでございます。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。この条文は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費について、既決予定額から補正予

定額31万7,000円増額し、2,969万7,000円に改めるものでございます。

第5条、予算第7条本文中、1億5,812万8,000円を1億6,185万9,000円に改める。ここでは、一般会計からの補助金を改めるものでございます。

第6条、予算第8条本文中、684万円を542万4,000円に改める。ここでは、たな卸資産の購入限度額を改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額446万2,000円の減。主に委託費の確定によるものです。3目総係費、補正予算額412万3,000円の減。人事異動に伴う各繰入金と委託費の確定によるものが減額となっております。4目減価償却費、補正予算額52万2,000円の増、5目資産消耗費、補正予算額2,065万6,000円の増、共に事業執行見込み確定によるものとなっております。

続いて、13ページ、14ページをお開きください。引き続き、収益的支出の部です。

2項営業外費用、2目消費税、補正予算額290万円の増。事業執行見込み確定によるものとなっております。

4項特別損失、1目過年度損益修正損、補正予算額13万3,000円の増。水道使用料不納欠損といたしまして、3名、5件分の時効期間満了による経費を計上してございます。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

1款水道事業収益、1項営業収益、2目手数料、補正予算額8万7,000円増。3目負担金、補正予算額80万5,000円の増。

2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額373万1,000円増。3目長期前受金戻入、補正予算額1,543万4,000円の増。いずれも事業執行見込み確定によるものとなっております。

損益勘定留保資金、補正予算額443万1,000円の減。

次に、17ページ、18ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目消火栓整備費、補正予算額19万6,000円の減。

2項、1目ともに配水管等補償工事費、補正予算額96万円の減。

3項、1目ともに量水器整備事業費、補正予算額169万3,000円の減。

いずれも工事確定及び執行見込みの確定によるものとなっております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部です。

1 款資本的収入、1 項、1 目ともに工事補償金、補正予算額 2,394 万 4,000 円の減。

2 項、1 目ともに工事負担金、補正予算額 19 万 7,000 円の減。

いずれも工事費確定によるものです。

損益勘定留保資金、補正予算額 2,129 万 2,000 円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 17 号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 18 号

○議 長

日程第 21 議案第 18 号令和 4 年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 18 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 4 年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3

号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出ともに2,039万円の減額。第3条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに149万3,000円の減額。第4条は、企業債の限度額を、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を、第6条では、他会計からの補助金をそれぞれ改めるものがあります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第18号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益及び支出、第1款病院事業費用ともに既決予定額から補正予定額2,039万円を減額し、10億9,970万円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額149万3,000を減額し、5,701万1,000円。支出、第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額149万3,000円を減額し、5,921万1,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的、病院事業の限度額750万円を700万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。1号、給与費の既決予定額から補正予定額1,980万円減額し、7億7,323万円に改めるものでございます。

第6条、予算第8条中、4億5,000万円を4億1,736万円に改める。

内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、13ページ、14ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で1,980万円の減。主な要因としましては、看護師において中途採用や退職、予定していた採用のうち2人分の欠員が生じていることなどにより減額となるものでございます。6目研究研修費で160万円の減。執行精査による減額でございます。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で1,000円の増。令和3年度に借り入れました企業債の利率が当初予算での見積利率を上回ったことにより増額となるものがございます。4目消費税で100万9,000円の増。主な要因としましては、新型コロナワクチン接種の実施によりますその他医業費用の増により課税収入見込額が増加したことによるものがございます。

11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益2,043万円の減。2目外来収益1,656万1,000円の減。給与費等の執行精査に伴いまして減額調整するものがございます。3目その他医業収益1,660万円の増。新型コロナウイルスワクチン接種に関わります収益を増額するものがございます。

2項医業外収益、2目他会計負担金1,000円の増。企業債利息の増に伴います一般会計負担金の増加でございます。3目他会計補助金で3,264万円の減。新型コロナウイルス感染症対策の取組に対する国道支出金の収入増加相当分につきまして、一般会計補助金を減額するものがございます。7目国庫支出金で、566万円の皆増。インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援費補助金は、令和2年度の10月から3月までの発熱外来体制の確保に対しまして、既に1,959万4,000円が交付されているところですが、このたび令和4年度になりまして、実績報告におけます経費の交付決定額を超える部分の全額が追加交付されたものがございます。8目道支出金で、2,698万円の皆増。説明欄一つ目の医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金は、電気料の高騰対策としまして許可病床数かける単価1万2,000円、計60万円が交付されたものがございます。二つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金は、令和3年12月5日から令和4年12月3日までの間に1日50人以上接種した日数と時間外に従事した職員の勤務時間数に対しまして交付されたものがございます。三つ目の院内感染が発生した医療機関における感染症病床確保促進事業補助金は、過日病棟でのコロナ感染が判明し、対策を講じた際の病床の確保に対し交付されるものがございます。

17ページ、18ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で116万6,000円の減。2目施設費で32万円の減。いずれも事業費の確定による減額でございます。

2項企業債償還金、1目企業債元金償還金で7,000円の減。令和3年度に借り入れました企業債の償還額の確定に伴いまして減額するものがございます。

15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金で41万円の減。建設改良費の確定に伴いまして、一般会計負担金を減額するものがございます。

2項国庫支出金、1目国庫補助金で38万9,000円の減、3項道支出金、1目道補助金で19万4,000円の減、いずれも医療器機の購入費の額の確定に伴いまして減額するものでございます。

4項、1目ともに企業債で50万円の減。建設改良費の確定に伴いまして、企業債借入を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第22 議案第19号

○議 長

日程第22 議案第19号令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算(第3号)について

ての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第19号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入を9,391万8,000円、支出を52万4,000円それぞれ減額。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、補填する財源のうちの当年度分損益勘定留保資金を8,492万6,000円に改め、収入を433万1,000円、支出を2,002万3,000円それぞれ減額。

第4条では、企業債の限度額を、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を、第6条では、他会計からの補助金をそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第19号令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和4年度大樹町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度大樹町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入において、第1款下水道事業収益、既決予定額から補正予定額9,391万8,000円減額し、3億3,298万8,000円にするものでございます。

続いて、支出において、第1款下水道事業費用、既決予定額から補正予定額52万4,000円減額し、3億1,230万4,000円にするものでございます。

次のページをお開きください。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,963万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額364万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,537万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億61万8,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額1億1,394万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額364万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,537万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,492万6,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入において、第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額433万1,000円減額し、2,439万7,000円にするものでございます。

続いて、支出において、第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額2,002万3,000円減額し、1億3,834万円にするものでございます。

次のページをお開きください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

補正前、表内の限度額1,190万円を、補正後、表内の限度額850万円に減額するものでございます。減額は、公共下水道事業及び個別排水事業の事業執行見込みに伴うものです。

なお、表内の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。この条文は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費について、既決予定額から補正予定額19万2,000円減額し、1,436万8,000円に改めるものでございます。

第6条、予算第8条本文中、2億144万8,000円を1億8,474万9,000円に改める。この条文は、他会計として一般会計からの補助金を1,669万9,000円減額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細で説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠管理費、補正予算額20万9,000円の減。2目処理場管理費、補正予算額16万3,000円の増。燃料費及び水道料金の不足が見込まれるため、増額をお願いするものです。3目個別排水管理費、補正予算額90万5,000円の減。維持管理業務の確定によるものとなっております。4目総係費、補正予算額39万3,000円の増。5目普及推進費、補正予算額8万円の増。ともに人事異動及び事業確定による負担金の増額をお願いするものです。6目減価償却費、補正予算額557万7,000円の増。事業執行見込み確定によるものとなっております。続いて、14ページ、15ページをお開きください。引き続き、収益的支出の部。7目資産消耗費、補正予算額261万2,000円の減。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正予算額2万2,000円の減。

2目消費税、補正予算額306万1,000円の減。

4項特別損失、2目過年度損益修正損、補正予算額7万2,000円の増。ここでは、下水道使用料不納欠損として、3名、5件分の消滅時効に関わる時効満期が完了になるもの

で7万2,000円を計上してございます。

10ページ、11ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

1款下水道事業収益、1項営業収益、2目手数料、補正予算額6,000円の増。3目雨水処理負担金、補正予算額856万6,000円の皆増。営業外収益、一般会計補助金から科目替えによるものです。

2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額2,594万8,000円減。3目長期前受金戻入、補正予算額7,864万7,000円の減。4目雑収入、補正予算額5,000円の増。5目消費税還付金、補正予算額210万円の皆増。いずれも事業執行見込み確定によるものとなっております。

続いて、20ページ、21ページをお開きください

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費、補正予算額1,370万5,000円の減。2目個別排水処理施設建設費、補正予算額621万8,000円の減。

2項、1目ともに企業債償還費、補正予算額10万円の減。

いずれも委託費、工事費事業の確定によるものとなっております。

続いて、16ページ、17ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに企業債、補正予算額340万円の減。

2項、1目ともに繰入金、補正予算額68万3,000円の増。

3項、1項ともに受益者負担金、補正予算額63万円の増。

4項、1目ともに受益者分担金、補正予算額108万円の減。

18ページ、19ページをお開きください。引き続き、資本的収入の部です。

5項、1目ともに国庫補助金、補正予算額116万4,000円の減。

損益勘定留保資金他、補正予算額1,569万2,000円の減。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第20号から日程第30 議案第27号まで

○議 長

日程第23 議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算についてから、日程第30 議案第27号令和5年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括提案されました議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算についてから議案第27号令和5年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

例年ですと、お手元に執行方針と主要施策をお配りさせていただきところですが、本年は改選期でもあり、私の任期が4月末日で満了となることから、新年度予算については政策的経費を抑制した骨格予算として編成しておりますので、口頭での説明とさせていただきます。

新年度予算につきましては、国の地方財政対策を基に最終年度となる第5期大樹町総合計画に基づく施策の重点化を継続しつつ、新規既存を問わず事業内容の精査を行い、限られた財源の中で効率的な事業実施を図ることなどを基本として進めてまいりました。

この結果、一般会計予算額は、今年度に比べ7.8ポイント、6億600万円マイナスの71億7,400万円。七つの特別会計及び企業会計を合わせた総額では4.3ポイント、5億2,920万円マイナスの117億1,660万円となっております。

これまでと同様、町民の皆さまの安全で安心な暮らしの確保や地域経済を支える第一次産業のさらなる成長を最優先し、また、町の未来の一翼を担う航空宇宙への取組を切れ目なく推進していくことを念頭に本予算を提案させていただきましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、予算の主な内容や施策につきましては、この後、副町長から説明いたさせていただきますので、

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

それでは、令和5年度大樹町一般会計予算について、総括的内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案の1枚目を朗読させていただきます。

議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算について。

令和5年度大樹町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ71億7,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

次のページをお開きください。

1ページから4ページにかけて、第1表歳入歳出予算です。

歳入では、1款町税から22款町債まで、歳入合計71億7,400万円。

3ページから、歳出。

1款議会費から14款予備費まで、歳出合計71億7,400万円です。

5ページ、第2表債務負担行為です。

事項は、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型。期間は、令和6年度から令和8年度まで3年間。限度額は、2億6,144万8,000円です。

6ページをご覧ください。第3表地方債です。

過疎対策事業で2億470万円、臨時財政対策債で1,700万円、公共施設等適正管理推進事業で5,190万円、衛生事業で50万円。起債の方法、利率、償還の方法は、従前どおりで変更はございません。

7ページをご覧ください。

令和5年度一般会計歳入歳出予算款別集計表です。

表の中ほどには、縦に款の番号、左側に歳入、右側に歳出の予算額を前年と比較して掲載しております。

昨年度と比較をして、増減の大きなものについて説明させていただきます。

歳入では、1 款町税 8 億 6,007 万 6,000 円、前年度対比 3,187 万 4,000 円、3.8%の増額計上です。

4 款配当割交付金は 450 万円、前年度対比 270 万円、150%の増でございます。

11 款地方交付税は 33 億 4,800 万円、前年度比 2 億 1,800 万円、7.0%の増でございます。

14 款使用料及び手数料は 1 億 9,712 万 7,000 円、1,542 万 5,000 円、7.3%の減であります。牧場使用料、公営住宅使用料の減などによるものでございます。

18 款寄附金は 1 億 1,220 万 6,000 円、2,110 万円、23.2%の増でございます。ポータルサイトの追加などにより、ふるさと納税の増を見込んでいるものでございます。

19 款繰入金金は 6 億 8,396 万 9,000 円、5,275 万 5,000 円、7.2%の減であります。財政調整基金繰入金を 2 億円としたことなどによるものでございます。

21 款諸収入は 2 億 1,828 万 6,000 円、5,823 万 7,000 円、36.4%の増でございます。草地畜産基盤整備事業受託事業収入の増などによるものでございます。

22 款町債は 2 億 7,410 万円、9 億 280 万円、76.7%の減で、庁舎建設事業債、町民プール建設時業債、臨時財政対策債の減などが要因でございます。

次に、歳出。表の右側をご覧ください。

2 款総務費は 20 億 4,290 万円の計上で、前年度比 1 億 5,850 万円、7.2%の減であります。庁舎建設事業の解体工事が完了したことによる減などがございます。

3 款民生費は 8 億 6,750 万円の計上で、2,940 万円、3.5%の増でございます。法人認定こども園運営費の増などによるものでございます。

6 款農林水産業費は 5 億 2,620 万円の計上で、6,770 万円、14.8%の増でございます。草地畜産基盤整備事業、町営牧場の機械整備、飼料等管理経費の増が主な要因でございます。

7 款商工費は 2 億 8,490 万円の計上で、3,970 万円、16.2%の増でございます。TMO 活動推進事業、ふるさと納税の返礼品の増、晩成温泉維持管理費の増などが要因でございます。

8 款土木費は 3 億 5,510 万円の計上で、2,200 万円、5.8%の減であります。道路新設改良費の減などによるものでございます。

9 款消防費は 2 億 3,360 万円の計上で、3,050 万円、11.5%の減であります。消防指揮車更新、指令システムの更新などが終了したことが要因でございます。

10 款教育費では 5 億 790 万円の計上で、5 億 4,980 万円、52.0%の減であります。町民プールの新築工事の完了による減、生涯学習センターの火災報知器設備改修による増などを差し引いた結果でございます。

12 款公債費は 7 億 9,900 万円の計上で、830 万円、1.0%の増でございます。長期債償還元金で 729 万 3,000 円の増、利子で 100 万 7,000 円の増であります。

13款諸支出金は12億4,370万円の計上で、1,360万円、1.1%の増であります。

以上、歳入歳出ともに71億7,400万円となっております。

歳出下段に、財源内訳を掲載しております。

国道支出金10億455万4,000円、地方債2億5,710万円、その他10億7,823万8,000円、一般財源は48億3,410万8,000円となっております。

8ページをご覧ください。一般会計歳出性質別臨時経常別集計表でございます。

歳出経費を臨時的なものと経常的なものに区分し、さらに消費的経費、投資的経費、その他の経費、予備費に区分したものです。

表の右側、合計欄の消費的経費は45億4,692万2,000円で、5,036万円、1.1%の増となっております。物件費7.3%、維持補修費7.0%、扶助費3.3%の増でございます。投資的経費は12億3,437万7,000円で、6億7,705万6,000円、35.4%の減であります。庁舎解体工事、町民プール新築工事の完了と2年目となる北海道スペースポールの整備事業の差引きによるものでございます。最下段の人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は24億7,121万4,000円、前年度とほぼ同額となっております。

9ページをご覧ください。給与費の明細書でございます。

特別職、一般職の給与を前年度と比較して記載しております。

10ページ、11ページでは、一般職、会計年度任用職員の状況を、12ページでは、級別職員数、級別の標準的な職務内容を記載しております。

13ページでは、昇給の内訳、期末・勤勉手当、その他支給率などを記載しております。

14ページをご覧ください。地方債現在高の見込みに関する調書です。

令和3年度末現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末の現在高の見込みを記載しております。表の一番下に、全会計の総計を記載しております。令和3年度末で117億8,209万円、令和4年度及び令和5年度の増減を見込みまして、令和5年度末の現在高の見込みは106億2,205万4,000円となる見込みでございます。

15ページをご覧ください。債務負担行為に係る支出予定額に関する調書です。

現在の債務負担行為は12件、限度額は合計で5億8,282万3,000円。令和4年度末までの支出見込み額は3億5,835万4,000円、令和5年度以降の支出見込額は1億7,501万8,000円で、このうち一般財源は1億836万4,000円となる見込みでございます。

16ページをご覧ください。令和5年度の投資的事業費の一覧表です。

総務費、電算システム整備事業で、個人番号運用サーバの更新998万8,000円、車両管理事業で、社会福祉協議会で使用していた7人乗りワゴン車を169万2,000円で購入する予定でございます。行政区会館等の維持管理費で、中島コミュニティセンターのボイラーの更新で319万円、役場庁舎建設事業外構工事で5,772万8,000円、北海道

スペースポート整備事業で7億6,299万円となっております。

農林水産業費では、多面的機能支払交付金として8,056万5,000円、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型で8,078万円、牧場作業用機械更新事業で1,220万5,000円、豊かな森づくり推進事業で1,598万9,000円、町有林整備事業では地ごしらえから間伐まで延べ158ヘクタールの整備で6,062万8,000円となっております。

土木費では、橋梁長寿命化事業、実施設計と補修工事で1,200万円、町道改良舗装事業では、振別団地9号線、幸町団地12号線の調査設計と麻友3丁目線改良舗装工事及び配水管移設補償費で3,810万円を予定しております。歴舟川パークゴルフ場管理事業では、休憩所用のプレハブを購入する予定で347万6,000円の計上しております。寿町団地建設事業、実施設計900万円、日方団地建設事業で、解体工事4棟16戸で2,400万円を予定しております。

教育費でございます。大樹中学校バリアフリー改修実施設計で411万4,000円、給食調理事業、機器更新で1,263万5,000円、生涯学習センター自動火災報知器改修で1,859万円、中央運動公園維持管理費、整氷車（ザンボニー）購入で536万8,000円を予定しております。

災害復旧費を含めた投資的事業は12億3,437万7,000円、前年度比6億7,556万4,000円の減でございます。

18ページをご覧ください。

地方消費税交付金1億5,450万円のうち、社会保障費の財源としている8,420万円について、どのように充当されているかを示したものでございます。

社会福祉費、社会保険、保健衛生19億4,515万7,000円のうち、一般財源13億1,099万9,000円に対し、地方消費税交付金の社会保障財源化分8,420万円を充当した内訳でございます。

次のページ以降に、一般会計に関連する附属資料として、橋梁補修施工予定箇所、道路施工予定箇所図、公営住宅解体工事位置図を添付しております。

以上で、議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算についての総括的な説明を終わらせていただきます。

続きまして、4特別会計と3企業会計予算について提案理由の説明をいたします。

議案第21号は、令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算です。

第1条で、歳入歳出予算の総額を6億9,500万円と定め、第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、第3条では、歳出予算の流用として2款1項に計上した療養諸費に係る予算額に過不足が生じた場合に、同一款内の各項の間で流用することができるものとするものでございます。

続きまして、議案第22号は、令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を1億500万円と定めるものでございます。

議案第23号は、令和5年度大樹町介護保険特別会計予算です。

第1条で、歳入歳出予算の総額を6億9,550万円と定め、第2条では、歳出予算の流用として、2款1項の介護サービス等諸費と2項の高額介護サービス費の予算額に過不足が生じた場合には、同一款内の各項目で流用することができるものとするものでございます。

議案第24号は、令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を4億1,000万円と定めるものであります。

議案第25号は、令和5年度大樹町水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は給水戸数2,810戸、年間総給水量123万4,872立方メートル、1日平均給水量は3,383立方メートル、主な建設事業は住吉浄水場浄水設備更新工事、坂下浄水場前処理設備更新工事、道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う送配水管移設工事及び麻友3丁目線改良舗装工事に伴う配水管移設工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額4,205万2,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については4億8,752万2,000円、支出では5億2,957万4,000円と定めております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,387万2,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については1億5,955万4,000円、支出では4億3,342万6,000円と定めております。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を2,949万5,000円と定め、第7条では、他会計からの補助金で一般会計からの補助を受ける金額を1億3,213万7,000円とし、第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,972万7,000円と定めるものであります。

議案第26号は、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、病床数が50床、年間患者数は、入院で1万6,425人、外来で3万375人、1日平均患者数は、入院45人、外来125人としております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出ともに11億2,432万円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135万円を過年度分損益勘定留保資金から補填するものとし、収入を6,423万円、支出を6,558万円と定めております。

2ページに移りまして、第5条では、企業債で医療機器導入経費として借入れを行うもので、起債の目的は病院事業、限度額は930万円。起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、1号で給与費7億8,684万円とし、2号では交際費を20万円と定め、第8条では、一般会計からの補助を受ける金額を4億5,000万円とし、

第9条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,523万円と定めるものであります。

議案第27号は、令和5年度大樹町下水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、接続戸数で2,086戸、年間総処理水量は36万90立方メートル、1日平均処理水量は986立方メートル。主な建設事業は、公共枅新設工事、大樹下水終末処理場電気設備更新工事、個別排水処理施設整備工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入は3億4,722万6,000円、支出を3億2,353万8,000円と定めております。

第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,574万7,000円は、当該年度分損益勘定留保資金1億2,574万7,000円で補填し、収入については3,491万5,000円、支出では1億6,066万2,000円と定めております。

第5条は、企業債で、公共下水道工事と個別排水処理施設整備工事等のため借り入れるもので、起債の目的は下水道事業、限度額は1,740万円。起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同様でございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を1,487万7,000円とし、第8条では、一般会計からの補助を受ける金額を1億9,672万4,000円と定めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会設置・付託の議決

○議 長

日程第31 予算審査特別委員会設置・付託についての件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました議案第20号から議案第27号までの8件の議案審議については、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第27号までの8件の議案審査は、議長を除く11人による予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

◎休会の決議

○議 長

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、議案審査を行うため、3月13日から15日までの3日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会において議案審査を行うため、3月13日から3月15日までの3日間は休会とすることに決定をいたしました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長が互選されていませんので、議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、本日の会議終了後、本議場に予算審査特別委員会を招集いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日、3月8日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日、3月8日は休会と決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時59分

令和5年第1回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	黒川豊
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢厳則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	水津孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原勝利
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松木義行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田護

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己
井 上 博 樹
梅 津 雄 二
松 久 琢 磨

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫
瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 事

佐 藤 弘 康
奥 野 美 咲

◎開議の宣告

○議 長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 西山弘志君
5番 村瀬博志君
6番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議 長

日程第2 行政報告を行います。
町長から発言を求められておりますので、これを許します。
酒森町長。

○酒森町長

それでは、本定例会において追加により行政報告を申し上げます。

1の職員の処分についてであります。役場庁舎勤務、係長職の職員、34歳、男性について、外部団体の事務局を司る中で、総会の開催を著しく遅らせるなど不適正な事務処理により、昨年12月に当該団体の理事等から大樹町に対し指摘がございました。町では、事態を深く受け止め、職員懲戒委員会を設置し、事実を確認してきましたが、不適正な事務処理を繰り返していたことが判明しましたので、大樹町懲戒処分等の指針に照らし合わせ、本日付で停職1か月の懲戒処分といたしました。

今回の件に関しまして、大樹町を代表し、深くおわびを申し上げます。

以後の再発防止に全力を尽くしてまいりたい所存であります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。
ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

係長クラスということなのですから、その男性職員は、我が町の役場に就職して何年経過しているのか。

もう1点は、停職1か月にした理由というか根拠。私的には2か月、3か月の厳しい処分がいいのではないかと思うのですが、それについて説明をお願いいたします。

○議 長

総務課長。

○吉田総務課長

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、この職員、勤務して12年が経過するところでございます。

2点目の処分の判断の理由といたしましては、この職員の不適正な事務処理に関しまして、顧問の弁護士であります先生にも、その処分内容についてご相談させていただきました。その中で、いろいろな過去の処分の判例等を照らし合わせて、1か月程度が妥当であろうというお話もいただきましたので、町としてもその判断を参考として、1か月の処分とさせていただいている経過がございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、勤続12年ということは、今の酒森町長が町長になった年なのか、その前の副町長時代だったと思います。そうすると、12年、係長、十勝管内に大変大樹町という名を傷つけたと思うのですよね。そこには特別職もきちんとした責任があるのではないかと思うのですけれども、それについて町長の答弁をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど行政報告でも申し上げたとおり、私、大樹町を代表し、町民の皆さま、また今回の事案に対しご迷惑をおかけした団体の理事等も含めて、おわびを申し上げたところでもあります。

私どもの職責として、今後こういう不適切な事務処理がないよう、職員に対し万全な指導と体制で職務を担っていくように努めることが私の職責だと思っておりますので、今後こういう事案が発生しないように万全の体制で臨んでいきたいと思っております。

重ねて、今回の事案に対し、大樹町を代表し、町長の立場として皆さまに深くおわびを

申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

処分の内容について、弁護士の先生と相談したり、そのような判断といいますか、指導というか、相談で決まったのですが、町の組織的にそのような処分の、国会でいう懲罰委員会ではないですけれども、行政組織として処分を考える委員会のような組織はあるのでしょうか。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

町の規定で、大樹町職員懲戒委員会がございまして、そちらのほうで審議することと決まっております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

メンバーはどのようなメンバーなのでしょうか。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

委員長に副町長、副委員長に私、それ以外の委員数名という形でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長

日程第3 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。

初めに、西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告した質問についてお伺いします。

宇宙のまちづくり、町民向け情報発信の強化の取組についてお伺いします。

1点目、大樹町の宇宙開発のスタートアップ企業 I S T社が「第9回ものづくり日本大賞」経済産業大臣賞を受賞しました。また、大樹町は、宇宙のまちづくり、北海道スペースポート構想の実現に向けた企業版ふるさと納税を活用した取組が評価され、内閣府の今年度「地方創生応援税制に係る大臣表彰」を受賞しました。累計寄附額は10億円を突破しました。この受賞の経緯と今後の取組についてお伺いします。

2点目、大樹町の未来について考える住民ワークショップで、宇宙の取組に対し、人口増など地域活性化につながっていると評価する反面、町民向けの情報発信が少ない、町民は蚊帳の外、置いてきぼりなどの不満の声が聞かれます。北海道大学の学生による宇宙のまちづくりの中でも、住民が宇宙を身近に感じていない点を取り上げています。

広報たいきの中での「こちら航空宇宙推進室」で情報発信していますが、もっと町民が「ここからそらへ」を身近に感じ、共有する場や視察、見学会などが必要ではないかと思います。宇宙のまちづくり、町民向け情報発信の強化の取組について、町長にお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の「宇宙のまちづくり、町民向け情報発信の強化の取組について」お答えをいたします。

インターステラテクノロジズ社が「第9回ものづくり日本大賞」の経済産業大臣賞を受賞されたことにつきましては、大変嬉しく思っておりますし、次期ロケット「ZERO」の開発にも弾みがつくものと思っております。

1点目の「地方創生応援税制に係る大臣表彰の受賞の経緯と今後の取組について」であります。令和2年度から始めました企業版ふるさと納税の取組ですが、これまで100社以上の企業から10億円を超えるご寄附をいただいております。今回の受賞に関しましては、北海道の推薦により進めていただいたものになりますが、令和3年度において、目標としていた5億円を大きく上回る寄附を受け入れ、北海道スペースポートの整備に着手したこと、寄附等を通じてつながりをもった企業等とHOSPOサポーターズを組織し、継続的な関係を構築していること、町内の宇宙関連産業に若者が就職、移住することで、人口減少に歯止めがかかり始めていることなどを評価していただき、道内市町村では初となる受賞となったところであります。今後は、この大臣表彰をPRしながら、これまでと同様に企業版ふるさと納税の取組を進めていきたいと考えております。

2点目の「宇宙のまちづくりに対する町民向け情報発信の強化の取組について」であります。西山議員ご指摘のとおり、町民に対する情報発信や宇宙を身近に感じ、共有する場が少ないという声を聞いております。今後は、町民向けのHOSPO見学ツアーや地域での説明会、イベントでの出展PRなど、スペースコタン社と協力しながら積極的に実施していきたいと考えています。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

1点目の質問なのですが、この受賞は道内市町村で初、令和3年度の寄附件数では1位、全国では2位、寄附金額では道内2位と聞いております。また、北海道スペースポートニュースレターで号外を発行し、広報たいきNo. 659、「こちら航空宇宙推進室」では、企業版ふるさと納税で大臣表彰を受賞したと大きく取り上げております。

この表彰は、これまで多くの人達が長きにわたり粘り強く進めてきた結果が実を結び受賞につながったと思います。町民から驚きの声が上がっております。

そこで、この受賞にあたって町長の思いがあれば一言お願いしたいのですが。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の大臣表彰は、私どもが長く取り組んできた取組に対し、そして、現在企業版ふるさと納税を活用した地方創生のまちづくりに対する評価をいただいたというふうにも思っております。これもひとえに、長年にわたって取り組んできた成果がこういう形で実を結んだのかなと思っておりますので、今後この大臣表彰を受けたということを含めて、広く国内に情報として発信し、さらなる企業版ふるさと納税をいただけるような取組に拡大していければなと思っております。大変嬉しく思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

それでは、2点目に行きます。

町民からは、広報たいきも、宇宙関連事業は新聞など報道で知ることが多く、詳しく内容も説明されております。町民からは、外向けの発信が多いと。蚊帳の外とか、置いてきぼりとか、予算は大丈夫なの、という声が上がっている、これも事実です。

また、企業での講演活動、I S T社の、それもコロナの影響で中止状態になっていると聞いております。これでは町民と宇宙の溝がどんどん広がっていくような気がするのですよね。宇宙を身近に感じ、溝を埋めていく対策があればお聞きします。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

私のほうにも、そういった声が聞こえているところであります。

それを受けまして、来年度の事業として、先ほどの町長の答弁にもありましたように、積極的に実施していきたいということで、内部でやるべきことを検討しておりますので、その

検討内容を今お伝えできればなと思っております。

まず、「こちら航空宇宙推進室」ということで、広報紙に掲載しているところですが、なかなか広報紙の中にあると埋もれてしまうのではというところもありまして、その広報の一部の記事ではなくて、今の工事の進捗状況ですとか、イベントですとか、なかなか町民の目につきづらいプレスリリースの内容ですとか、それらを一つにまとめてニュースレターという形で、広報に折り込んで別で見ていただくことを検討しております。

また、先ほど答弁にもありましたとおり、町民対象のHOSPOツアーというものを考えておりまして、これは単発ではなくて、年に複数回できればと考えております。

もう1点としましては、町民の親子対象のモデルロケット製作教室ということで、スペースポートでモデルロケットを作っていただきまして、そこで打ち上げるという形のイベントも年2回程度やりたいと考えております。

またもう一つは、町民対象の講演会、また宇宙フェスティバルという形で、ただの講演会ではなくて、町に事業所や設備を有している企業にも協力いただいて、そのイベントにブースを出展していただいて、広く周知していただくところであったり、パネルディスカッションの実施なども考えていきたいと。

また、町民との交流会ということで、町内企業や団体の会合等に参加して、宇宙の取組の説明やふだん疑問に思っていることなどに対してディスカッションとか、そういう形でできればなと考えており、まずトライアルとして、観光協会とそういったことができないかを検討しておりまして、その評価を踏まえて、ほかの団体とも実施方法等を考えていきたいと思っております。

またもう一つ、周知の方法としましては、宇宙ポスターの作成ということで、今まで航空公園の観光ポスターとして、航空公園のアップに写真をポスターとして作ってございましたけれども、射場やロケットのPRではなくて、それができることによって、町民であったり町内がどのように変わっていくのかをPRできるポスターが作れば良いかと、今検討しているところであります。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

大樹町でも町内施設めぐりというのをしていますが、平日実施しているのですよね。そこで、過去3年、コロナになって2年は休んでいますが、この3年の内容ですが、参加人数62名です。内容は、町職員21名、学校関係者31名、企業、農協などが9名、そして一般町民1人なのです。これはなぜかということですよ。

町民が宇宙を身近に感じていただくために、平日やっているからなので、それを避けると。子どもから年寄り、家族ぐるみで参加できる町民対象の宇宙関連施設、宇宙交流センターSORAとか、射場とか、新射場、滑走路の工事現場だとか、ISTの工場などの視察、

見学会、先ほども言われたようにバスツアーとかということを実施していただきたい。そのときだけではなくて定期的に企画して、そういう場をつくるのが大事だと思うのですよ。それで、宇宙を身近に感じてもらうと。本当に溝を埋めていく対策を取っていかなければ駄目だと。定期的に宇宙関連施設の見学ツアーなどをやっぱり積極的に実施していく。それについてもう少し詳しくお願いしたい。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

町内施設めぐりにつきましては、航空宇宙関連の施設だけではなくて、町内の施設を全部めぐっていますので、そこら辺は私は担当でありませんので、別に回答になるかと思うのですけれども、宇宙の先ほど申したようなイベントにつきましては、夏休みであったり、土日であったりと、町民が参加しやすい日時の設定を今検討しておりますので、平日にやることは無いということで、しやすい環境で進めていきたいと思っておりますし、単発ではなくて複数回実施していきたいと考えているところです。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そこで聞きたいのは、滑走路周辺の住民の方から情報発信がないという話があったので、聞きにいったのですよね。美成地区なのですが、地域懇談会の中で、滑走路周辺の住民から、自宅の近くの狭い、農道6号だと思っておりますが、砂利道で交通量が多く、ほこりが舞い上がると。家の中の窓が開けられないという質問が前にあったと思うのですよ。ところが、その後、何の説明や対策などの情報発信がなく、不安の声が上がっている。また滑走路、射場など工事がどんどん進んでいくと、今後これ以上に交通量が増え、ここに住み続けることが困難になるのではないかと、そういう不安の声も上がっています。

農道6号でいいのですよね、あそこは。自信がないのですが。今はとてもひどい状況になっています。一度現場を確認して、今後、農道6号の対策をしっかりと情報発信して、これからも地域の方が安心して住み続けることができる対策、これをお聞きしたい。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

地域の懇談会等で、そういう意見をいただいております。

今、農道、砂利の道を使っているのは、主に工事関係車両であったり、インターステラの実験のためにインターステラ職員が通うという形になるかと思うのですけれども、工事に関しては今やっておりますが、また雪解け以降に始まるということになりますので、工事JVのほうには、きちんと乾燥してきたときには塩カルなどをまいて、ほこりが立たないようにというところの指導もしておりますし、JV側からの提案のときもそういうことを対

応じますということですので、再度J Vのほうにはお願いしているところでもあります。

また、釣りの時期などで一般の方もあそこを通る形になって、かなりのスピードで通るといっても聞いておりますので、徐行看板の、設置している場所はあるのですが、もっと見やすい場所に設置するというところ、また地域住民の敷地内で車を転回させるなどといったことも聞いておりますので、今、進入禁止という看板の手配も進めておりますので、手配が済み次第、設置させていただくということで進めております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

私も気になって見に行っただけですけども、実際うんで、トラックが走っているのかなんかね、ひどい状態になっています。やっぱりこれは改善しないと駄目だと。本当に近隣の人々が、本当に窓は開けられない。分かりますよ、あそこからね、舗装から家に行く間、泥が一杯になって汚くてね、それを解消してほしい。

それで最後に聞きたいのが、滑走路や新しく造っている射場、工事現場へ行くルートについて、最後にお聞きしたい。

○議 長

ルートというのはどういう意味ですか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

結局、今これから現場工事が始まる時に、どのルートを通っていくのかなど。大きい道路はないと思うのですよ。新たに造るという予定もないでしょう。そういうことを聞きたかったのです。

○議 長

営企画商工課参事。

○営企画商工課参事

令和4年度に行われた工事車両につきましては、ほぼ浜大樹側からの海岸線の砂利道をトラックが通行しております。今後、滑走路の延伸工事などが始まったときには、一部はあそこの美成の7号から入って砂利道を使う予定で計画はしております。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告いたしました大樹町の空家対策について質問いたします。

大樹町の人口が社会増につながった要因は、子育て環境政策と移住・定住対策を一体化し、推し進めてきたことが結果につながっており、さらに推進するためには、移住・定住を希望する方の宅地や住宅を確保する必要があります。

大樹町空家等対策計画（案）と併せて、大樹町の空家対策についてお聞きします。

1点目、今後、人流創出と将来的な人口増加を図るためには、まちなか再生ゾーンに存在する公共施設の集約化が不可欠だと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

2点目、大樹町空家等対策計画（案）について、現状分析では、町内企業の従業員のうち約15%が他町村から通勤しており、潜在的な住宅ニーズが高いと思われ、宅地、住宅不足が定住人口の維持・増加の妨げの一因と推測されています。今後の見通しでも、空家は増加傾向にあることから、今回の空家等対策計画（案）は、今後ますます重要な計画であると言えます。現時点では空家等対策計画（案）の段階ですが、可能な範囲で町長の考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の「大樹町の空家対策について」お答えをいたします。

1点目の「今後、人流創出と将来的な人口増加を図るために、まちなか再生ゾーンに存在する公共施設の集約化が必要不可欠と考えるが、町長の考えは」についてであります。当町では、以前より、役場、小学校や生涯学習センター周辺を行政・文教ゾーン、町立病院や特別養護老人ホーム周辺を福祉・医療ゾーンとし、その目的などに応じて、公共施設の集約化を図りながら整備を進めてまいりました。今後のまちづくりにおいても、この考えを基本として、必要とする公共施設を計画的に整備したいと考えております。

また、これからの公共施設の整備の考え方には、コンパクトなまちづくり、地域共生社会、多世代交流、そしてゼロカーボンなどのキーワードがいくつか思い浮かびます。例えになりますが、誰もが集まりやすい場所で、高齢者が健康増進、介護予防などを図る一方、子育て世代の親子が集うなど、多世代が様々な目的を持って集まり、そこから新たなつながりが生まれるような、多目的複合施設などの拠点整備を検討する必要もあると思っております。

2点目の「大樹町空家等対策計画について」であります。全国規模で空き家問題が深刻化する中、適正に管理が行われていない空き家等が増加し続け、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

そのような背景を踏まえ、当町においても空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定しています。計画では、空家等の対策として、適切な管理の促進、流通・利活用の促進と空家の発生抑制、特定空家等への対応を掲げ、取組を進め

ることとしています。

令和3年度に実施しました空家調査において、91件の空家が確認され、建設年が把握できたものは73件となっています。そのうち、耐震基準が旧基準の昭和56年以前に建設された空家が67件となっております。今後も定期的に空き家の状況を把握するとともに、利用可能な空家については、貴重な地域資源と捉え、利活用することによって地域の活性化につながる対策を推進したいとも考えています。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご答弁ありがとうございます。

1点目のまちなか再生ゾーンは、町長の答弁にもありましたが、役場や小学校、生涯学習センターを中心とした周辺を行政・文教ゾーンとして位置付け、また、町立病院や特養老人ホーム周辺を福祉・医療ゾーンとして、これは都市計画マスタープランにも位置付けがあります。

これまで進めてきた公共施設整備の考え方として、コンパクトなまちづくり、地域共生社会、多世代交流、そしてゼロカーボンにはめると、まさしく行政・文教ゾーンは、スマート街区に適合すると私は考えております。

でも福祉・医療ゾーンは、公衆浴場や福祉センター、町有バス車庫等、非常に点在化してコンパクト化にもなっていませんし、老朽化も進んでいますので、これから、やはり福祉・医療ゾーンについては、公共施設をある程度コンパクトに集約して、そういうことができれば、空きスペースが出ると当然のように想定できます。

これが最終的には宅地活用が可能となりますし、ただし公共施設の集約化はそんな簡単にすぐ進めということにはならないと思いますから、時間はかかると思いますけれども、何事も計画が大事だと私は思います。

やはり今あるものを、例えば福祉センターと公衆浴場を合体するとか、もしくは医療関係のところとうまく合体できるものを合わせるなどということができれば、なおさらそういうことが可能になるのではないかと考えます。

先ほどの町長の答弁も、多目的複合施設の拠点整備とは、こういうことだと私は理解していますが、町長はどうお考えですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど公共施設の整備の考え方について申し上げました。今、議員が私の答弁を受けてお話しいただいた内容についても、私と考え方については相違ないかなと思っております。

福祉・医療ゾーンにあります福祉センター、そして公衆浴場等については、非常に老朽化が激しいということで、どういう形であれを新たな役割を担った施設に変換していくかと

ということも役割ですし、もう既に公共施設としての役割を終えた施設もまちなかにもあると思いますので、そういうところの整備も含めて取り組んでいきたいと思っており、その中の手法としては、先ほど申し上げたとおり、多世代、多様な世代が集っているいろいろな役割を担えるような多目的な複合施設を考えていけないかとも思っておりますので、今日考えて明日やるというようなことではいけませんので、既存の施設整備も含めて、先般の定例会や質疑の中でも、同僚議員からもご指摘をいただいておりますが、計画性を持った中で、目標年次を見据えた中で、整備に向けてこれから検討していければと思っており、そのプランニングにあたっては、多様な町民の皆さまからのご意見をいただきながら、みんなでどういう施設がいいかについても考えながら、進めていければと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

大変前向きなご答弁をいただきましたので、ぜひとも、ただ時間はかかると思います。

さらにこの件に関しては、今年1月15日の新聞報道にもあったように、先ほど同僚議員の話にもあったように、北大生による我が町大樹町のまちづくりのプレゼンがありました。

まちなか再生ゾーンは、このプレゼンの中では、柏林公園エリアと、それと福祉・医療ゾーンは旧大樹エリアに分けて大樹町の未来像の情報提供がありました。この中で先ほど言った公共施設が点在しているセンターと名のつく施設が24あって、さらには、7施設は集約できるのではないかということも、たしかプレゼンの中にあったと思います。空いた土地は集合住宅やホテルなどを建築するスペースにもなるだろうと。

さらには、私が非常にここで刮目したのは、どのぐらいにスペースが空くのだと。北大生のプレゼンに中に入った資料の数値をそのまま言いますが、約4万4,498平方メートルの敷地が空くと。さらには、延べ床で考えたら最大10万6,581平方メートルが空く。農地で考えると10町ぐらい、延べ床ですから、そういうわけにいかないのですが、下の面積だけで約4町5反ぐらいですね、これぐらいの面積が空くということが報告にありました。

これがもし本当に集約化できて、そのスペースがあれば、様々なチャンスが生まれるのではないかと。かつ移住・定住の受入れアピールにもなります。これまで町長は、移住・定住者の受皿が足りないと課題を口にされていまして、今回この北大生のいろいろなご指摘、ご提案は耳の痛い言葉だったのではないかと思いますけれども、大樹町のスペースポート拠点整備は、滑走路やロケット射場だけではなく、まちなかの拠点整備も私は重要だと思います。

まずは公共施設の集約化で宅地、住宅不足の解消を大きく前進させて、繰り返しになりますが、大樹町住生活基本計画をブラッシュアップしていただきたいと思っております。そして、何とか先ほどのまちなか再生ゾーンにある福祉・医療ゾーンのここに、町長が言われたコンパクトな多世代交流の実現に向けて進めていただきたいと思っております。少し話が長くなりました。

たがすみません。

次に、空家対策についてですが、つい最近、2月21日から3月3日までパブリックコメントが実施されていました。ご存じのとおり、住宅不足の早期解決はこの空家対策が重要な鍵になり、さらにスピード感が高く、問題解決の一つの方法です。

町長の答弁にもありましたが、令和3年度の調査では91件の空家が確認され、そのうち建設年が把握できたのは73件、さらに73件の耐震基準が旧基準以前に造られたものが67件、ある程度40年以上経過した空家が放置されている状態です。

この計画でも、今後、増加の傾向があると推測していますが、非常に空家対策の内容は案として訂正されていますが、やはり今後進めるにあたって、助言、指導、勧告、命令、代執行となっていくかもしれませんが、特定空家になる前に、まず住民の不利益にならないように慎重に進めるべきではないかと私は考えていますが、これについて町長のお考えはどうでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

計画の中でも位置付けております特定空家についての町としての考え方、協議会でも意見交換させていただきます。議員おっしゃるとおり、町民の所有者、町外の方もいらっしゃるかもしれませんが、所有者に無害に不利益を与えるようなことを執行して行く前に、我々としては、まず空家を調査して、特定空家になる前に所有者に働きかけていく、また情報を共有していくことをまず第一に考えていきたいと思っておりますし、それに向けて実施も継続的にしていきたいと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、やはりいろいろな意味で今回の空家対策についてもいろいろな情報発信を多くしないと駄目だと思うのですね。やはりいろいろな意味で情報発信は重要だと思います。

特定空家から若干それますが、議長よろしいですか。

○議 長

どうぞ。

○寺嶋誠一議員

先ほどの話に若干戻って申し訳ないのですが、情報発信という観点では、移住・定住のことを帯広の玄関口である帯広空港で見ますと、こういう各市町村のガイドブックが置かれています。これですね。大樹町の移住・定住に関するガイドブックはこれです。こんな状況ですから、やはりいろいろな意味で私は、こういう情報発信の大きさではないのですが、今は大体このようにQRコードをつければ、情報はいくらかでも取ろうと思えば取れま

す。

しかし何か足りないなど。簡単に言いますと、私の意見ですけれども、もう少し伝える本気度といいますか、何とか空地进行、住宅を造れるスペースを同時進行に進めながら、さらに移住・定住してくれる方をきちんと受け入れるという情報発信の最も肝心な本気度をもう少し検討する必要があるのではないかなと、私はそう考えます。

私の質問でそれているかもしれませんが、これについて町長どう思いますか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

情報発信という部分では、先ほど同僚議員のご質疑にもありました、私どもまだまだ不足していると思っておりますので、すべからく町の事業に対し、町民又は町外の皆さまにも情報発信していくということは、強化していく必要があるかと思っております。

一方、移住・定住の関係については、今年度から移住コーディネーターをお認めいただいて1人配置して、移住に関する情報発信でありますとか、イベントに出て、大樹町の移住環境について広くPRしてくれております。活動報告等も毎月いただいておりますので、逐一私も報告の内容を見ておりますが、非常に活発に活動してくれていますし、私はあまり得意ではないですが、SNSとか、そういう情報発信も含めて、多くの移住希望者の方々と連絡を密に取ってくれていると思っておりますので、その成果が今年度、来年度以降、徐々に拡大していく中で、さらに大樹町の移住・定住が進むように取組をこれからも強化していきたいと思っております。今のコーディネーターの方については、私も多く期待を寄せているところでもあります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

その方向でぜひ、移住・定住に関して進めて、限りなく多くの情報と本当に大樹町に来ていただきたいという心を込めながら情報発信できるように進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、これから大樹町は宇宙関連産業をメインに人口増が期待できます。そして、その人口増を推進するためには、まず空家対策を綿密に実施し、住宅不足や宅地不足の解消を目指していくことが一番大事だと思います。

本当に時間はかかりますけれども、中長期的にまちなか再生ゾーン、公共施設の集約化で多目的複合施設の拠点整備を進める必要があると私は考えます。そして、この拠点整備に欠かせないのは、耐震性とか耐久性だけのレジデンスだけではなくて、安全・安心につながる環境に配慮する。今で言うとゼロカーボンです。こんなことも省エネ対策も大事です。

移住・定住の推進、又は促進は、先ほどおもてなしの心が伝わるようないろいろな情報発信でやっていただいて、建築物に関しては、今大樹町は、昨年宣言したゼロカーボンを適合する形のをこれから検討してやっていただきたいと思っております。

これから他町村の模倣ではなく、ぜひ町長を筆頭に皆さんには新しいものを開拓するような、そういう挑戦的なことも必要ではないかと思っておりますので……。

○議 長

寺嶋誠一君。質問は短く、何を聞きたいのか、はっきり質問してください。

○寺嶋誠一議員

すみません。そういうことで進めていただけないかということを確認して、お願いできないかと思っております。町長、最後にそういう気持ちで一言お願いできますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

空家対策も含めて、定住・移住に関する環境を整えていくのは、私どもの重要な役割だと思っているところです。

空家については、先ほど申し上げたとおり91件が確認されております。私も全ての空家について写真等で確認しておりますが、正直こんなにあるのかとも思っております。それぞれ所有者の方がいらっしゃいますので、その方々とも私ども空家対策という観点からも連絡を取りつつ、いわゆる借り手、又は買い手とのマッチングも大事かと思っておりますので、その役割を私ども、そして地元にも不動産業を営んでいる方々がいらっしゃいますので、そういう方とも連携しながら進んでいきたいと思っております。

公共施設の廃止又は統合も含めて、住環境を整備していくことは、町の仕事だと思っておりますので、今後、一人でも多く定住・移住が図られるような取組を、これだけということはないと思うので、いろいろなところを絡めながら、そういう方向で取組を進めていきたいと思っておりますので、ぜひまた参考になるような事例等もあれば、私どものほうに教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

大変前向きな形でありありがとうございました。ぜひ、これからそういう方向性でお願いしたいと思っております。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました中学校部活動の地域移行に対する対応についてお伺いをします。

令和元年4月に施行された働き方改革法の中心課題の一つに、教育現場における教職員の長時間労働の解消がありました。その改善策としての取組が、学校が長期間管理運営してきた中学校部活動の地域移行の取組です。その背景には、教職員の長時間労働の解消に加え、少子化により厳しくなった部活動の部員確保があるとも言われています。

令和5年度には多くの自治体が休日の部活動の地域移行に取り組む状況にあります。大樹町における教職員の長時間労働の実態と部活動の地域移行に向けた現時点における検討状況と具体的実施に対する考え方を伺います。

一つ目は、部活動に対する教職員の配置状況と通常業務と部活動の時間外労働の実態についてであります。

二つ目に、地域移行の受皿となる基本的な運営形態と、それに向けて、今後どのように議論を進めるのか。

三つ目に、地域移行に伴う課題やメリット、デメリットをどのように認識しているのか。

四つ目は、外部指導者の確保や財政措置に対する考え方と実施時期をいつにする考えなのか。

五つ目に、将来的には、運営団体と高校の部活動や小学校の少年団活動と連携させる考えはあるのかであります。

よろしく申し上げます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員ご質問の「中学校部活動の地域移行に対する対応について」お答えをいたします。

1点目の「部活動に対する教職員配置と通常業務と部活動の時間外労働の実態について」であります。現在、中学校の部活動は、野球、陸上、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、吹奏楽の計7種類の部活動があり、担当する教員は、校長、教頭、事務職員、支援員を除く全教員17名が各部の指導に当たっております。

時間外労働の実態についてであります。教職員の在校等時間は勤怠管理システムを活用し管理しておりますが、部活動の時間とそれ以外の時間を分けることなく集計しているため、部活動のみの時間をお答えすることはできません。ただ、部活動の練習時間は、平日で概ね2時間程度、土曜日、日曜日及び祝祭日は3時間程度とするとともに、休養日を週2回設けて教員の負担軽減を図っております。また、一つの部に教員を2ないし3名配置するなど、特定の教員に過度な負担がかからないようにもしております。

さらには学校における働き方改革大樹町アクションプランでは、時間外在校時間を1か月で45時間以内を目標としておりますが、今年度4月から9月までの上半期において、1か月45時間を超過した者は延べ10名であることから、部活動のみならず、学校全体で働き方改革の取組が着実に進められているものと考えております。

2点目の「地域移行の受皿となる基本的な運営形態と今後どのように議論を進めるか」についてであります。国では、子ども達にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境と学校の働き方改革の両立を実現するため、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、休日の部活動から段階的に地域移行していく方向性が示されました。

そのため昨年11月14日に学校関係者やスポーツ関係者を対象に説明会を開催し、現在、国で取り組もうとしている改革の方向性と北海道教育委員会の取組状況や学校運動部活動の現状と課題について、北海道教育委員会から担当者並びに支援アドバイザーを派遣していただき、情報共有を図りました。

また、本年2月21日に「大樹町部活動等の地域移行検討準備委員会」を立ち上げ、子ども達の興味・関心に基づく活動を将来にわたって維持するために、部活動はどうあるべきかについて協議を始めたところでもあります。

今後につきましても、新年度立ち上げを計画しております検討委員会において、現行の部活動の課題や実情、子ども達のニーズや意向を踏まえて、地域移行に向けた運営団体や指導者の確保など、本町に合ったスポーツ環境の整備について検討してまいりたいと考えております。

3点目の「地域移行に伴う課題やメリット、デメリットをどのように認識しているか」についてであります。地域クラブ活動を担う運営団体の整備や活動に伴う財源の確保のほか、地域と学校の指導者同士の連携や保護者等への情報発信・共有など、多くの課題があると考えております。

また、地域移行するメリットとして、学校における働き方改革を推進することで教職員の負担軽減につながるほか、指導者が代わりにくく、専門的な指導が受けられるケースが広がっていくと考えております。

一方、デメリットとしては、地域活動への参加に伴う会費や指導料などの負担が増えることや部活動が担ってきた教育的意義が薄くなり、学校の教育効果が低下すること等が危惧されます。

4点目の「外部指導者の確保や財政措置に対する考え方と実施時期をいつにする考えか」についてであります。部活動を地域移行するためには、指導者の確保と財源措置は大きな課題であります。指導者につきましては、スポーツ競技や文化活動経験者など、地域人材を発掘し、活用することが重要だと考えており、まずはスポーツの指導を行いたい方と指導を受けたい方を結びつける「指導者人材バンク」の整備を進めてまいります。

また、財源措置につきましては、受益者負担が原則となりますが、経済的な理由などにより、スポーツや文化活動をしたいと望む子ども達が活動機会を失うことがないように必要

な措置を講じていきたいと考えております。

地域移行の実施時期につきましては、国のガイドラインで示している令和7年度末までの改革推進期間において重点的に取組や検討を進め、可能な限り早期の実現を目指してまいります。

5点目の「運営団体を将来的には高校の部活動や少年団活動と連携させる考えはあるか」についてであります。現在、スポーツ少年団や高校部活動においても、活動人数の減少や指導者不足などから、児童生徒が望むような活動ができないケースもあります。

子ども達のスポーツ環境を整備するのは、私達大人の責任であり、子どもから大人までを含めた中で総合的にスポーツ環境を整備していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

答弁をいただきましたので、若干私の考え方を含めて再質問させていただきたいと思っております。

今の答弁の中にありました、子ども達にとって望ましい部活動の環境についてであります。私は、学校教育の中でやるのが最も望ましい姿だと考えているところであります。

そもそも部活動の地域移行問題の発端は、以前から言われてきた教職員の時間外労働時間の多さが、働き方改革の推進の中で一層浮き彫りになり、削減するための手段として議論された産物でありますから、地域移行問題をこれから取り組むにあたっては、実際の残業時間の実態と残業時間に占める部活動関係時間を適切に把握しておくことが今後の議論には絶対に必要だと思います。

国が教員の補充をしないで、地方がこの重たい問題を背負ったのではないかと思いますので、非常に残念だと思います。

1の答弁では、14名の全教職員が7部活動を担当し、指導していることは理解しました。しかしながら、残業時間の中の部活動に関する部分は区分できないという答弁でありましたので、これから部活動の時間を削減するという議論を進めていく中であって、部活動にどのぐらいの時間を要しているかが全く分からなければ、これから議論に参加する人達にも大きな障害になるのではないかと思いますので、お聞きします。

教職員の勤務時間は、まず何時から何時までで、どこからが残業時間になるのか。それと、今やり玉に上がっている部活動については、平常日は2時間程度という答弁がありました。例えば、各部によって何時から何時までとか、実際の時間数を伺いたいと思います。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時18分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問がございました大樹中学校の教職員の勤務時間、それから部活動の開始活動時間についてであります。職員の勤務時間については、8時10分から16時40分までとなっております。部活動につきましては、16時から、現在は17時半まで、夏は日が長くなりましたら終了時間が18時、又は日によりますが18時半までやることもあるということであります。

なお、勤務時間と部活動の時間がかぶっている時間でございますが、この時間帯は後ろに教職員の場合、休憩時間をつけているものですから、その時間を活用しての活動ということになってございます。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは理解として、平日の部活動の時間についても通常の勤務時間外ですから、それは答弁にありました2時間、もしくは2時間半程度やるという時間は、時間外労働、いわゆる残業時間になりますと。土・日も残業時間になるということですね。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

おっしゃるとおりでございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうすると休養日も設けるといいますから、例えば平日5日間で、2日間休養日を設けたら、月・火・水で、木・金休んでも同じことですが、大体2時間で、1人は6時間、そして土・日入ると6時間で、最大12時間になると。1人がべったり張りつくわけではないと。そのうちの一部分だということは、Aさん、Bさん、Cさんで、大体概略の時間は把握できるのではないですか。正確なものは別にしても。

ただ、管理システムを導入しているということなのですが、学校の勤務状況の把握の中では、例えば勤務時間内のもは別にして、時間外労働が発生したものに対しては手当の支給がされますよね。そのときにどういう業務に従事したかということが把握されないで、ただ

学校業務とか、何とかという一発どんのもので分けしないでも、いわゆる超過勤務手当が支給されるという状況なのでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問がございました、まずは概ねでの勤務時間の把握はできないかということについてでございますが、休養日につきましては、原則、土・日のどちらか取っているということと、それからもう一日につきましては、部活動によっては大会の翌日であるとか、そういった取り方をしますので、不定期な休養日を取っていますので、なかなか把握ができないというところと、それから部活動が終わった後、実態として、また学校に戻って授業の準備だとか、学級事務をするという先生方も多くいらっしゃると思いますので、ことさら、その時点で何時何分までやったので、その後また校務の仕事をしたとかというような、くくりが非常に難しいというところもございまして、現在、これを大枠でもなかなか把握するとなると、また新たな把握の仕方とかルールを決めていかなければならないかなというのと、それを把握するための教頭先生の負担がどう考えても増えるものですから、なかなかその方法については、具体策が見出せないというところでございます。

ただ、地域移行を語る上では、やはり中学校の先生方の勤務実態を把握することは非常に大事なことだと思いますので、学校の実態も確認しながら、今後検討していきたいと思っています。

それから2点目の時間外の手当に関してでございますが、教職員につきましては、全員教員特別手当という4%の手当がついてございまして、この手当が、何時間、時間外があっても、全てその手当でカバーすることになってございますので、それぞれの先生方の在校等勤務時間の長さによって別途手当が支給されるという給与システムにはなってございませんので、そういった把握の仕方については、それも相まってなかなか具体化されていないという実態があるかと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そのところは若干認識不足でした。私の理解としては、例えば月80時間の残業があったら、80時間分の賃金が払われるのではないかという理解でしたが、あってもなくても全員4%が均等に支払われるということですね。そういう理解でお話をしたいと思います。

それで、疑問だった、答弁の中にあつた在校時間というのは何ぞやと思ったのですよ。そうしたら4%の手当ですから、学校に出勤をしてから帰る時間までの時間帯を把握されていけばいいと。その中に通常業務と部活動の問題があると。

ただ、これから地域の人達に集まってもらって、今も進めている協議会等で議論を進めて

いくわけですよ。そのときに、これは何のための議論ですかといったら、中学校の教職員の時間外労働の時間を減らすための国からの指示というから、やるのですというふうに。

では、これを地域移行することによって、どのぐらい時間数が減るのですかと。そして、個人ごとに平均どのぐらいあるのですかという質問が出た場合には、そんなこと分かりませんなどと言ったら、議論が進まないのではないかと思いましたが、そこは把握しておいて、少なくとも全体的にはこの程度の時間数が削減されて、いわゆる答弁にありましたように、教職員の私的時間が増えて生活のほうに使えるということのためにやるのですという説明がなかったらいけないですよ。

だから僕は、実際にその時間帯というのはある程度、今言った週何回平常日にやって、土・日があつて、それは時間外で、場合によっては、対外試合とか何かがありますから、大体大きくくりでこの程度は部活動に、多い先生では何十時間、少ない先生でも何時間程度はかかっていますので、その時間数の削減ですということぐらいの資料は持っていなかったらいけないと思うのですよ。

それで答弁に。そのほうがよろしいですね。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

在校等勤務時間の内訳について、この議論を進める上で把握すべきということは、全くそのとおりだと考えてございます。先ほども申し上げましたとおり、次年度、教頭先生はじめ、管理職にだけ負担をかけるような把握ではなくて、把握方法も考えながら議論を進めるための資料として調査をしてまいりたいと思っているところであります。

前段議員が言われました、何のためにこの議論を進めるかというところは、非常に重要だと思っております。

ただ、本町といたしましては、中学校の先生方の部活動指導の軽減を図るためにやるという一面的な目標だけではなくて、先ほど答弁でも申し上げさせていただきましたとおり、大樹町で生まれ育つ子ども達に継続的に提供できる運動環境の充実、拡充、それを併せて追求したいと思つて、その思いを持ちながら今後議論を進めてまいりたいと思つているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大きく理解をしました。

子ども達にスポーツのできる環境を提供するという事は大事なことであります。そのことは先ほども言いましたように、本当に一番望ましい姿は、僕は個人的に学校教育の中でやるべきであつて、社会教育に丸投げをするべきではないという考えを持っています。

そこを置きまして、もう一つ時間の確認で、上半期6か月で14名の教職員がいて、6か月ですから、延べ百何か月かな。その中で、延べ10か月間が、決めている規定の月45時間をオーバーしていたという答弁があったのですが、その後に、人数的に少ないので改革が進んでいますという答弁をいただきました。

実際に10か月分が45時間をオーバーしているというのは、上限はわかりますか。

それと、以前は、この程度多かった分が今はここまで減ったというのがもし分かるのであればお聞きしたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

もし分かればと言ったのは、先ほど答弁の中で、以前よりも改善されていますという答弁だったのですよ。ということは、改善されていますということは、以前と比較して、このぐらい減ったから改善されていますという何かのデータがなかったら、それは言えないはずなのですよ。だから前がどのぐらいで、どの程度改善されてきているのかなど。これからも改善が必要だと思いますから、そこが分かればということでお聞きしたのです。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

今年度の45時間を超える先生については、先ほど答弁させていただいたとおり、4月から9月までで10名ということでした。昨年度の上半期4月から9月まで、延べ人数につきましては19名ということでしたので、その分で前年より改革が進んでいると考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

それでは2番目の部活動の地域移行の受皿となる運営形態の関係についてお伺いしたいと思います。

令和5年度から3年間の、改革推進期間を経て、休日の部活動からスタートして、社会、それ以降、社会教育として学校外で実施されるということではありますが、受皿として国のほうで考えているのは、報道等によりますと、地域のスポーツクラブや民間企業、スポーツ少年団などということではありますが、これは全国の市町村によって規模がまちまちであって、地域事情は様々だと思うのですよね。同じような受皿では、地域移行は実施するとしてもそんなことはあり得ないと思います。

そこで大樹町において、先ほど言われました、子ども達が望む環境での地域移行を目指していかなければなりません、今まで11月以降、何回か手がかりの議論をしてきたという答弁がありました、大樹町のように生徒数が少ない町では、いわゆる営利団体である民間企業が運営母体となるような実態は、僕は困難だと考えるのですけれども、そのようなことがあるのかどうかと、現時点では、教育委員会としてどんな運営形態を目指す考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

受皿の関係だと思うのですが、まず民間団体、議員おっしゃるとおり、やはり地域によって人口が多い少ないがあります。それで生徒数も多い少ないがありますので、一つにはならないかと考えております。受皿についても、体育団体だとか、少年団だとか、いろいろ想定はされるのですけれども、例えば地域スポーツクラブが整っている町だとかも道内にはございます。整っているところでは、そういうのが受皿になるケースはあるのではないかと考えております。

また、今の大樹町としてどう考えているのかなのですが、地域に合った形で進めていくのがやはりベストだと考えております。その中で、私達としましては、まずできることから進めていきながら、地域の受皿というのを考えていく。これから検討協議会も立ち上がりますので、その中でも十分協議しながら、いろいろ今後進めていきたいと考えているところで

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

これから始まる協議会の中で、本当に子ども達にとってどういう受皿が一番いいのか、ぜひ中身のある検討を進めていただきたいと思います。

それから、3点目に運営形態の整備と財源の確保の問題なのですが、これは地域移行に伴い、部活動を実施する施設については、学校を利用することについてどう考えているのか。今進められている形でいくと、学校の施設は使わないというのか、そこは大樹としては使う方向なのか、使わない方向なのか、まずそこをお聞かせください。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

地域移行に伴う施設に関してでございますが、現時点で、少年団活動、それから部活動等で学校の施設を利用させていただいてございますが、本町の実態を考えたときに、地域移行の形態を問わず、学校施設についても地域の部活動の活動施設として開放していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

地域移行に伴って、答弁の中でかかる経費については、原則受益者負担という答弁があったのですが、その考え方をもう少し中身についてお聞かせください。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

地域移行に伴って、もし地域移行するとなると、学校教育のほうから今度社会教育のほうに移ります。社会教育のほうでは、各団体で運営を賄わなければならないという考えになりますので、そうすると会費なり、そういうもので保護者といいますか受益者の負担は増えてくるだろうと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私は、そこが理解できないのですよね。

この事案の、冒頭申し上げましたが、学校教育に問題があって改革するのではなくて、教職員の長時間労働、いわゆる時間外労働を解消するための策として地域移行するということですから、それが地域移行して社会教育になったときに、これからその場合に保護者の負担が増えると。このことは、僕は絶対あってはならないと思うのですよ。どんなことがあっても。生徒や保護者に何の責任もないわけですから。それであれば、今までどおりやってくれと。何で増えるのだと。

文科省というかスポーツ庁が言っています。そういうものはかかるのではないかと。けれども、これは保護者や生徒に負担をかけてまでやる事案ではないから、それは国か自治体が財政的な負担については責任を持つべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

経費の負担に関わる件でございます。

今、議員が言われました地域移行に伴ってであります、現況でございますけれども、小学校の少年団においても、今、少年団費というのをほとんどの少年団で徴収して、団の運営にあたっているように聞いております。中学校のほうにおきましても、部活動費というものを集めて、部の運営等に充てていると聞いていますところでもあります。金額については、今詳細は出てこないのですけれども、必要な経費については、広く負担をいただいているということを進めているところでもあります。

しかしながら、低額で、あるいは無料に近い形で今までできていたということは、中学校の先生、又は地域の方々、小学校の先生方、そういった方達の無料ボランティア的な献身的な指導で成り立ってきたところがあって、今のままの形で、それに期待をして進めることにやっぱり無理が来ているのではないかと、それも地域移行の一つの私は大きな要因だと思っているところでもあります。

従いまして、外部の方をお願いをし、連携しながらやっていく部分では、当然経費がかかってくると思っているところでありまして、その経費については、私どもも国のほうでもっと大きな予算補助、支援があるものだと思っていたところでございますけれども、当初の文科省スポーツ庁が要求した金額よりも決定した予算についてはかなり少ない額になったということで、一体この後予算措置がどうなるのかというのを、今私達も情報収集しながら考えているところでもあります。

冒頭、議員からお話があったとおり、経済状況によって子ども達ができるできないということは絶対あってはならないと思えますし、この情勢の中で、少なくとも各家庭への負担を軽減化していくということはやはり大事なことだと思えますので、国や北海道の支援の体制、内容の情報収集をするとともに、今後、町の中でも何が支援としてできるかということをも町長部局のほうとも相談しながら、財政確保、経費については考えてまいりたいと思っているところでもあります。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

この問題は、これからの議論で大きな課題だと思うのですよ。学校教育から切り離すときに、お金がある程度かかりますよと、それは受益者負担ですよと。これはないと思うのですよ。受益者負担という言葉の僕は履き違えだと思うのですよ。

だから、これからみんなで進めていくときに、この分についての負担はいただけませんかという話は、本当はあってはいけないと思うのですが、今度はあくまでも9年間の義務教育の中での部活動で、それが学校教育から社会教育にいくわけですから、それは保護者にとっても寝耳に水だし、いくら増えるのだと。では、子どもにそんなことさせられないとか、家庭にお金があるかないとかの問題ではなくて、平等にそれは義務教育の中だから国や地

域が負担するべきだと。

僕は、これは絶対に譲れないと思いますので、これは重点課題として、ぜひ今後協議を進める中で取り組んでいただきたいと思います。

それから、社会教育の中に入っていくことで、今度は教職員ではなくて外部指導者による運営になります。形は別にして。ただ、その中で、今後の議論として、これは避けていただきたいと思うのは、あくまでも公立高校の義務教育の中から分離するわけですから、今度の団体が過熱して勝利至上主義のようになっていくことは避けるべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

2月21日に開催した部活動等の地域移行の準備委員会の中でも、その話題になりました。協議した中では、地域移行することによって競技至高主義といいますか、そうならないといけないと、危惧するという話は出ております。

そもそも部活動は、勝つためだけが目的ではありません。体力づくりや人間関係の構築を図ることが目的でありまして、競技至高に走るというのはあってはならないことかなと思っています。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そこは議論をずっと進めていただきまして、勝利至上主義ではなくて、子ども達の健康管理も健康な体をつくるということの一つの目的を持って楽しいというか、そういう部活動が今までどおり継続されるように取り組むべきだと思いますが、そこはよろしく願いしたいと思います。

それに関連して、やっぱり子ども達の健康管理を第一に取り組むという方向性をぜひこれからの議論の中で示していただきたいと思います。いかがですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまお話がございました子ども達の健康管理に関わってですが、全く言われるとおりだと思ってございます。地域移行になりましても、従前に文科省から示されております部活動ガイドブック等におきましても、休養日の設定の仕方、ふだんの活動の仕方等がそこにガイドラインとして示されてございますので、それに基づきながら子ども達の運動が楽しいという経験と子ども達の健康、健やかな成長につながるような地域部活動の在り方ということを肝に銘じながら進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

よろしく申し上げます。

それから、これから外部移行について議論を進めていくにあたりまして、指導者、人材バンクの整備を進めていく考えということで答弁をいただいております。私も、大樹町のような町については、それが一番の重点課題ではないのかとます。

そこで、人材確保については広く町民から求めていくということなのですが、町職員の扱いについて、この議論の中でどのように考えていくのか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

現在もいろいろな競技団体、又は学校等からの要請があった場合で、私どもの職員にも中学・高校まで部活動に取り組んできた職員もおりますので、要請があった場合については勤務を免除して活動していく職員もおりますので、そういう部分では、私どももそういう人材がある場合については、ある意味積極的にそういう部分で人材バンク、どういう形で登録するかその辺はまだこれからですけれども、対応はしていきたいと思っております。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長にもう1点お伺いしたいと思います。

その場合に、要請があれば配慮するというので、勤務時間の扱いや、例えばそこに残業時間等が発生するのかどうか、その考え方としてどうなのか。

それともう一つ、地域おこし協力隊としての職員採用を検討することも大切ではないかと思うのですが、そこはいかがですか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

どういう形でそれに関わっていくかにもよると思いますので、現在、正直申し上げて時間外の対応とかというところまで念頭にないので明確なお答えはできませんが、どういう形でそれに関わっていくかによって、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

また、大樹町は5,400人の町でもあります。人材として、都市部のように豊富な人材が望めないということもありますので、今、議員ご発言のとおり、そういう人材を外部に求めるという手法としては、地域おこし協力隊員として、そういう役割を担っていただくというのも人材バンクの在り方の一つとしては検討の余地が十分あるかと思えます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に教育長に伺いますが、個人的には、もしやるとなれば、国の方針は土・日からスタートして段階的にとっているのですよね。ただ、そんなことができるのかというのがあります。例えば月・火・水・木・金を学校教育でやって何年間かです、土・日は社会教育でやって、そんな複雑な形を取るべきなのかどうかというのは、若干疑問があります。そして、大会参加の話も先ほど出ましたが、中体連は平日にありますよね。そうすると教職員が引率すると。他の大会は土日にあると。そうすると外部指導者が引率すると、ごちゃごちゃというか、数年間は複雑怪奇な形でいくことが本来的に望ましいのかどうか。そこは検討する余地がないのか、あるのか、教育長に伺いたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

国で示されている土日の部活動の指導から地域移行をとという方向性を大樹ではどう考えるかというご質問だと思います。

過日行いました準備検討委員会において、その話題も出てございました。その中で、各委員からも出ていたのは、平日練習にいない人間が土・日だけ担当して、本当に信頼関係を持って子ども達と活動できるのか、そこは無理があるのではないかという議論が出てございました。その中では、大樹としてのやり方としては、可能な限り平日から部活動に学校の先生とともに関わらせていただくような機会を設けながら、とにかく指導を受け、子ども達が混乱しないように困らないような形でやっていくという方法を移行措置としながらやっていくことのほうが地に足のついた地域移行につながっていくのではないのかという議論をいただいたところであります。

これから詳細については中学校の指導している先生方の思いだとかもございませし、そういったことの聞き取りもしながら、大樹町としてどういった形で地域の方に関わっていただきながら地域移行の形を取れるかというのは、今後議論の大きな柱として進めてまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひそういう形で議論をして、本当に今の地域に合った議論になるように。今の話だと、学習指導要領にある外部指導者の導入の形なのですよね。そうですね。

最後に中学校の部活動が地域移行されることによって、一つの運営団体ができてくるのですが、小中高一貫教育を進めている我が大樹町として、スポーツの分野も小中高の連携を

深めて、もし可能であって中学校の部活動が地域移行して本当に有意義な形で進められるようになったとすれば、小中高連携の話をきちんと確立することも一つの大事な施策なのかと思います。

これからの準備期間等含めて、できるものからやるというのも一つの方法。例えば小学校の少年団活動を中学校の部活動が指導の手助けをすとか、高校と中学校が一緒にやるとかということがあるような気がするので、その辺はいかがですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

小中高の連携した地域部活動の在り方についてでございますが、何度か申し上げさせていただいているとおり、今回の地域移行を本町では中学校の部活動だけと考えることなく、町全体の運動環境の在り方という広い捉え方で推し進めていくべきだと考えてございます。

従いまして、できるもの、できることから、小中高の中で連携して進められるものについては進めていきたいと考えてございますし、種目によっては、もう既に小中高の子ども達を集めて指導されている種目もあるというのをお聞きしてございますので、そういった種目を先行事例としながら、さらにできる種目、方法、指導体制はないかということ幅広に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。ぜひその方向に沿って議論を進めていただきたいと思います。

最後に、しつこいようですが、この事案のこれから議論、検討、実施に向けた過程の中で、やはり子ども達が楽しく喜んでできる部活動、そして健康が第一、健やかな心身の構築を念頭に、先ほどこれは譲れないと言いましたけれども、父兄の負担を多く強いるような地域移行であってはならないということを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長、そして教育長にお伺いをいたします。

最初に、町長に、会計年度任用職員の待遇改善についてお伺いをいたします。

2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されました。それまでの非正規職員の待遇は改善されたと聞いております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

一つですが、任用期間の改善でございます。任用期間の改善について、改善が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の「会計年度任用職員の待遇改善について」お答えをいたします。

「任用期間の改善が必要と思いますが、町長の考えは」についてであります。議員ご説明のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、当町でも令和2年度より会計年度任用職員を任用しております。

制度創設の趣旨の一つとして、臨時・非常勤職員は、行政のあらゆる分野で任用されており、地方行政の重要な担い手となっている状況から、適正な任用・勤務条件の確保が必要とされており、当町でも国が示す基準に沿って給与や福利厚生面の改善を図ってきたところでもあります。

ご質問の任用期間につきましては、地方公務員法において、会計年度任用の職を「一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職」と位置付けしておりますので、当町においては、この法律の規定内で任用期間を設けることが適当と考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長の答弁の中で、地方行政の重要な担い手となっている状況から、国としても会計年度任用職員という制度を導入していろいろな改善を図ってきたということで、私も理解しております。

そこで、重要な担い手になっているということで、さらなる改善が必要だという中で、特に一部マスコミでも取り上げられておりましたが、任用期間の一年については、大樹町では任用しないということは多分ないと私は聞いていますが。これについては、それはそれで私はいいい思っているのですけれども。そもそもの任用職員の任用にあたっては、あくまで再任用ではなく、新たな職に改めて任用されたものということで、全く1年ごとに任用していくということなので、身分的には非常にお互いの気持ちで多分大丈夫だろうとみんな思っていると思うのですが、同じ机を並べていてこれだけ差があるというのは、やっぱり改善していくべきだと。

町長にしては、今の制度の下でということなのですが、町長の現時点の気持ちとしては、

改善の必要があるかなというそういう理解は示しているでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

従前、臨時又は非常勤職員で、私どもの業務に携わってくれた、お手伝いをしてくれた職員の方々がいらっしゃいましたが、そういう方々に対する給与や福利厚生面の改善を図るという意味で、令和2年度から会計年度任用職員という身分で、私どもと一緒に仕事をさせていただいているところでもありますので、これが今の国の職員の雇用に対するルールでもありますので、私どもはこの法律に沿った形で今後も任用を進めていきたいと思えます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

国の制度に則ってということなのですが、私どもの気持ちでは、本当は国の制度ですから、国に対して改善の要望を、町村会などを通じて、私は出していただきたいと思いますと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今のところ、町村会でも会計年度任用職員の待遇といいましょうか、任用の期間の改善に向けての議論は一切出ておりませんし、また何らかの形で改善が必要となれば、制度として不具合があるのであれば、国に対してしっかり声を上げていくことは重要かとは思いますが、現在、私ども大樹町としても、十勝町村会としても、このことに対して改善なり検討を進めている動きはありません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。

これについては、一部報道でも出てきているということは、そういういろいろな意見が出てきているということで、私は理解しているところでございます。

最大の問題はいくつか改善点はあるのですが、問題点としてもいくつか出されている中で大きいのが任用期間ということですね。これについて、私は撤廃と。そこまでいく間、3年とか5年とか延ばしていく方向で、私は働きかけていくべきだと思っています。待遇改善していかないと人材自体も育たない。新たに任用をし直すからいいというものではないと思うのですね。継続して私はやってほしいと要望をしておきます。

以上です。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議 長

はい。

○志民和義議員

教育長にお伺いいたします。

社会教育の推進でございます。生涯学習について、第5期大樹町総合計画の基本方針で、ライフステージに応じた学習の機会の充実に努め、自らの意思で自己の充実や生活の向上に推進するとしています。このためには、指導者の育成が重要だと考えております。そこで次の点について教育長の考えをお伺いいたします。

第5期総合計画の中で、指導者、そして指導体制の充実として、学習者から指導者へと導く支援体制はどう取り組んできたかお伺いをいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

志民議員ご質問の「社会教育の推進について」お答えをいたします。

「第5期大樹町総合計画の中で、指導者・指導体制の充実として、学習者から指導者へと導く支援体制はどう取り組んできたのか」についてであります。現在、自主学級の開設や地域学校協働活動の支援を通して、学習から活動へ、活動から支援へと指導者の育成に向けたサイクルを推進しております。そのため、社会教育活動における専門的・技術的な助言、指導を行う社会教育主事を1名配置しており、町民の学習機会を継続的に推進するため、学習情報やサークル情報の提供など、自主的な活動につながるよう取り組んでおります。

また、第7期大樹町生涯学習推進計画の策定に向けて、町民の生涯学習に関するアンケート調査を予定しており、町民ニーズを踏まえながら、ライフステージに応じた学習機会のさらなる充実や指導者の育成に努めていきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

一生懸命今までやっていることの延長線の質問なのですが、高齢化とそれから心配の声が一部出てきております。それは、公務員ばかりではなくて、定年の延長ですね。こうなりますと、なかなか定年になってから、特に高齢者の学級とか、そういうところでの指導者の不足ということですね。こういう点について、本当はもっと若いときからそういうような活動に参加してほしいという声なのですが、現実問題としてなかなかそうならないという声を聞くのですね。

そう思うと、アンケート調査を実施して、それを生かしていくのですけれども、その中で町民のニーズも踏まえながら、指導者の育成に努めるということですが、育成の中で要望があったのは、町内の指導者の先生の手当がしばらく引き上げられていないということなのですが、それだけで私はいいいと思わないですが、どのくらい前から今の1回5,000円と

いうのは決まっているのでしょうか。それをぜひ聞いて、引き上げる方向でいいと私は思いますが、今のままでいいと思っているのかどうか、教育長の考えをお伺いします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

大樹町内の指導者に支払う報償費についてなのですが、町内5,000円、南十勝1万円、管内1万6,000円ということで、平成20年に改定しています。

こちらの金額、一応これまでの経過を踏まえた中での料金体制と理解しております。南十勝管内と比較しても遜色のない金額でございますけれども、今後、もしそのような声があれば検討していくような形になるかと思っています。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

なかなか学校教育もいろいろなところで、先ほどの同僚議員も言っていましたけれども、地域の人材育成というのは、中でも先生になっていくのは簡単なことではないですね。そんなことで、いろいろな条件をもっともっと整えていくと。そして本当に生涯学習、学びたい意欲は強いなというのも私も感じておりますので、その点についてのアンケート調査があるということなので、それをぜひ参考にしながら指導者の養成に努めていっていただきたいと思っています。

また、社会教育推進委員の方々の関与も重要になってくるのではないかと思います。社会教育推進委員との関わりは、第7期の学習計画についての関わりはどのように考えているのでしょうか。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

第7期の大樹町生涯学習推進計画につきましては、社会教育委員会を中心に、これから策定のほうを進めてまいります。ただ、教育といいましても多岐にわたるものですから、社会教育推進委員やスポーツ推進委員、あと図書館の運営委員も交えながら現在の教育に合った計画に沿うよう努めてまいりたいと思っています。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

推進委員会を中心になってということなので、これは大変重要なことだと思いますね。

それで、やっぱり基本的に町民が大樹町に住んでよかったと、高齢になっても生きがいのある人生を送れるように、こういうような社会教育の発展、充実を今まで以上に進めていっ

ていただきたいと考えております。

そのことを要望して、質問を終わります。

○議 長

次に、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました、大樹高等学校の存続に向けた今後の取組について、町長、教育長にお伺いをいたします。

令和4年9月に、大樹高等学校の永続的な存続に向けて調査研究する「大樹高等学校あり方調査特別委員会」を設置いたしました。その間、大樹高等学校への意見聴取、大樹中学校への聞き取り調査及び生徒・保護者へのアンケート調査、北海道教育委員会への聞き取り調査、住民懇談会の開催など、大樹高等学校の存続に関わる課題が明らかとなりました。

大樹高等学校の入学生の推移は、過去数年間の進路状況を参考にしていくと、数年後には再編成整備の対象となるという大変厳しい現実にあります。永続的な存続のために、大樹町、教育委員会は、大樹高等学校と綿密な連携を図り、財政支援を含めて十分な協議を行うことを前提に、大樹町、教育委員会に要望書を提出したところです。

その後の協議の内容と今後の取組について、お聞きしたいと思います。

1点目ですが、今回の入試から、普通科から職業科など、学科にかかわらず出願変更が可能となったことから、令和4年度大樹中学校の高校入試出願状況（町内・町外、公立・私立）と、また大樹高等学校への出願（地元出願・町外出願）状況についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、2月6日に新学科の設置に伴う北海道教育委員会において、第2回運営指導委員会の指導課題を含む協議の詳細と今後の日程の取組についてお聞きしたいと思います。

3点目ですが、中学生や保護者に対して、現役高校生等の高校生活の満足度や充実した進路指導と部活動の実態を含め、大樹高等学校の魅力を伝える広報活動を今後どう展開していくのかお聞きしたいと思います。

4点目ですが、マスコミ報道が先行した経過から、町民の多くが普通科改革も含め、新学科の概要を「宇宙」主体であると誤解している状況は今も続いていると思います。改めて適切な情報を伝える必要があることから、大樹高等学校側と町教育委員会で協議し、今度どう進めて展開していくのかお聞きしたいと思います。

5点目ですが、大樹高等学校活性化推進協議会の開催について、いろいろな課題がある中、9月20日以降は開催されていない状況なのですが、去年は2月に開催しているのですが、けれども、そういった中で精力的に進めるという答弁を前回いただいたのですが、これまでの活動と今後の進め方について、まずこの5点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の「大樹高等学校の存続に向けた今後の取組について」お答えをいたします。

1点目、2点目、4点目については、この後、教育長から答弁をさせていただきます。

3点目の「中学生や保護者に対して、大樹高校生活の魅力を伝える広報活動を展開しているのか」についてであります。大樹高校活性化推進協議会では、大樹高校の魅力を伝えるパンフレットを作成し、地元や近隣の中学生、保護者に配付しております。

新年度においては、中学生と保護者が求める情報が異なるという点などを踏まえ、内容を工夫した2種類のパンフレットを作成し、大樹高等学校の魅力を発信していきたいと考えております。

5点目の「大樹高等学校活性化推進協議会のこれまでの活動と今後の進め方について」であります。今年度は6月と9月に活性化推進協議会を開催し、パンフレットやポスターの配付など、生徒確保に向けた啓発活動のほか、道教委への要請活動などを実施してきたところであります。

今後については、今月に活性化推進協議会を開催し、令和6年度に転換する普通科新学科の名称を協議するとともに、令和5年度の入試結果を踏まえながら、生徒確保に向けた対策などについて検討することとしております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、齊藤議員ご質問の「大樹高等学校の存続に向けた今後の取組について」お答えをいたします。

1点目の「令和4年度大樹中学校の高校入試出願状況（町内・町外、公立・私立）と大樹高等学校への出願（地元出願・町外出願）状況について」であります。大樹中学校から大樹高等学校への出願者数は21名、町外の公立高校には17名、町外の私立高校には23名となっております。

なお、併願している生徒もおりますので、生徒数とは一致いたしません。

次に、大樹高等学校への出願状況ですが、大樹中学校から21名、町外からは13名となっております。

2点目の「新学科の設置に伴う第2回運営指導委員会の指導課題を含む協議の詳細と今後の日程と取組について」であります。第2回指導委員会の内容につきましては、大樹高等学校並びに釧路湖陵高等学校から今年度の取組の進捗状況、成果と課題についての発表と両校の取組に対して各委員からの質疑が行われました。委員からは、「全ての探求課題を必ず宇宙と関連付けるなどの取組をして、大樹町ならではの特色を出すこともできるのではないか。地域にも還元できる取組であると受け止めてもらえる工夫をするとよいのではないか」などのご意見もございました。

また、今後の日程と取組につきましては、今回の指導委員会では具体的に示されませんでした。次年度も引き続き行われるものと考えております。

4点目の「新学科の概要を宇宙主体であると誤解している状況は今も続いている。改めて大樹高等学校と協議をし、今度どう進めていくのか」についてであります。本年2月に北海道教育委員会の学校教育局高校教育課、十勝教育局教育支援課、大樹高等学校、大樹高等学校コーディネーター、大樹町教育委員会が構成メンバーとなり、「大樹高校新学科構想プロジェクトチーム」が設置されました。このプロジェクトチームが、3月中旬から下旬にかけて小中学生や保護者、地域住民などを対象に新学科の教育プログラムの内容等について説明会を開催する予定であり、その中で丁寧に説明していくこととしております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

5点について、ありがとうございます。

これから再質問するのですけれども、今回の存続に向けて、大きな柱は新学科の転換と、先ほど同僚議員が質問していました部活の扱いなのですよね。部活の扱いについては、先ほど同僚議員が質問していますので、私のほうからは、今後の取組と新学科への考え方で地域とどう関わっていくのかについてお聞きしたいと思います。

まず1点目です。令和5年度の出願状況からも、大樹中学校3年生は、現在44名おられまして、そのうちの21名、パーセンテージでは約48%と、4年連続の5割を切っている状況で、過去3年間は4割を切っているのですけれども、そういった点では、少し上乘せ、ポイントが上がったのかと思うのです。

それで、前回の9月の一般質問の中から、1問口でも地元進学率50%は大前提だと思うのですよ、高校を存続するのは。それで、今後の具体策として質問をしたのですが、そのときに酒森町長は、「新学科転換を好機と捉え、皆さんと知恵を出して進めていくことを強く思っている」という答弁をいただいたと思います。でも、この6か月間、9月20日以降、活性化委員会を開いていないのですね。精力的に進めていくというのですが、なかなかその辺が、我々にも、住民にも伝わっていないと思うのです。見えないところで動いていたのかと思うのですけれども、もしその辺で具体的に何か検討事項があればお知らせいただきたいです。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

大樹高校の活性化協議会は、本年度2回目を9月20日に開催して以降、開催はしておりません。ただ、その間、生徒確保を図る方策として、道内でもいくつかの高校が導入しております。全国から入学生を募集する地域未来留学制度というのがありまして、その担当者に

大樹町に来ていただきまして、制度内容や募集スケジュールなどの説明を受けたところでございます。また、実際に導入している道内の高校に視察にも行ってきたところでもございまして、今後大樹高校に導入ができるのかどうかは、今後の検討にもなってくると考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。新しいものの実例を踏まえて、今後進めていくことは前向きに捉えたいと思います。

それで、これも9月に教育長に質問しているのですけれども、新学科の転換は官民一体が不可欠であることから、行政としてどういった支援体制をしていくのかということで、そのときに沼田教育長は、「航空宇宙関連企業や多種多様な地域人材が参画しており、高校と連携を密にして必要な支援をしていきたい」という答弁をいただいたのですが、当初の新学科の在り方というか取組方というのは、学校指定科目と総合に関する探求授業とやり方が、当初打ち出したのと今の打ち出したのでは少しずつ来ているのですよね。

そういった中で、新カリキュラムは宇宙と情報を想定していると考えのですが、学校設定教科と第一次産業を含む地域課題が、全般がテーマの総合的な探求の時間を組み合わせると、大体6単位以上の構成を考えていると思うのですが、これまで大樹高校側とどのように具体的に連携し、今後進めていくのか。どこら辺まで進んでいるのか。それについてまず聞きたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまご質問をいただきました大樹高校との新学科設置に伴う連携についてということとあります。今年度につきましては、このことに関する情報の共有の場がやはり足りなかったな、そこが課題かと感じているところであります。

そこで、新年度に向けてでございますが、まずは、大樹高校が今何をやっているのか、そして、さらに何をやろうとしているのか、それに伴って高校は何を支援として求めているのか、このことをしっかりと共有するための情報共有の場、機会というのを町内の産業団体であるとか、あるいは地域の方々、そういった方々と共有する場を設けてまいりたいと思っております。そのうえで具体的な取組が始まったときに、その成果、取組を発表する場、PR、周知する場も設け、町民の皆さま、お手伝いをいただいた産業団体の皆さまから評価をいただきながら、さらなる連携強化に結びつけていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、教育長が言った答弁は分かりました。でも新年度になったら、もう5月、6月には定めていかなければならないのですね。それがいまだにお互いに共有できていない。できていないということは、科目も決まらなければ、例えば学科も決まらないということですね。そういった中で、進めていく中で、先ほど答弁の中でもありましたが、中学生や保護者に対して大樹高等学校の魅力を伝える広報活動をどう展開していくのかということを質問したのですけれども、「新年度において、中学生や保護者が求めている情報は異なる点を踏まえ、内容を工夫した2種類のパンフレットを作成し、高校の魅力を発信していきたい」という答弁をいただいたのですが、今のところお互いに共有していない中で、どうやって2種類のパンフレットを作成していくのか。どんな内容でいくのか。それについてお聞きしたいです。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

2種類のパンフレットの内容をどのように工夫するかということでございますけれども、現在考えているのは、まず、生徒向けについては、大樹高校の生徒もそのパンフレットの企画、編集に携わっていただきまして、自分達が中学生のときに知りたかった情報を生徒の目線で学校生活が想像できるような大樹高校の魅力をそのパンフレットで伝えていきたいと考えております。保護者向けについては、進路選択やキャリア選択について、学校からどのようなサポートがあるのか、子どもを安心して大樹高校に任せたいと思える内容を丁寧に伝えたい。今回、生徒向けを作ることで保護者向けの表現もできますので、しっかりサポートする学校であるということを伝えたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、今までのパンフレットは、学校側が主体的にほとんど作っているのですね。前回作ったのは、総16ページなのです。それとは全く違う形で進めるという思いでいいのか。例えば保護者向けは、従来のパンフレットみたいな形でいくのか。生徒向けというのは、別な形でいくのか。そうすると、保護者向け、生徒向けをどうやって他町村に配付していくのか。その辺の企画というのはどうなっているのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今考えているところでは、中学生向けについては、今までどおりの16ページのパンフレ

ットを作成しようと考えています。保護者向けには、8ページ程度のパンフレットを作成いたしまして、配付方法につきましては、例年6月頃を目途に、高校側と教育長が各中学校を訪問して配付しておりますので、そのような形で学校訪問を行いながら配付を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

パンフレットですけれども、新学科の詳細をどうやって周知していくのか、パンフレットにかぶせていくのか。多分よその学校では、その学校も2種類作ってまして、一つは、新学科に特化したリーフレットを作っているのですよね。もう一つは従来の学校の概要欄というか、今までやっているカリキュラムとかをいろいろ載せているのだけれども、そういっためりはりのあることをしていかないと、新学科が何なのかというのが分からないと思うのですが。私はそういった新学科も含めたリーフレットもやはり必要ではないかと思うのですよ。

今のところ何も決まっていないというのだから、なかなか厳しいと思うのですが、そういうことをしていかないと、次年度の生徒募集にはつながっていかないです。令和6年度から始まるのですから、やはり新学科でやる内容も分かりやすく、見やすく、4ページの三つ折りでもいいです、8ページも16ページも要らないのですよ。見ないですから誰も。そういったことを簡潔に、リーフレットの作成をもう一回きちんとやるべきではないか。新学科を含めたリーフレットをきちんと作っていくべきではないかと思うのですけれども。

そのために、せっかくですから、道教委もプロジェクトを作ったので、それをうまく活用しながら進めていくのも、今後の我々の来年の令和6年度からの入試に1人でも2人でもつながるのではないかと思うのですが。これについて、町長の考えはどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど教育長から答弁させていただきましたが、今、北海道教育委員会学校教育局、十勝教育局、高校コーディネーター、教育委員会等々でプロジェクトチームが活動しております。その中で、今月中に保護者、そして生徒、地域住民の皆さまに向けて説明会を開催する予定で準備をしているところなのですが、その中であらあらの説明が、新学科に対する形が少しずつ見えてくるかと思しますので、議員ご指摘の部分、ここをたたき台として、どのぐらいのページ数になるかは分かりませんが、それを基にまずは資料を作成して、こういう学科になるというところも含めて説明、お示しできるかと思しますので、まずは説明会の内容、又は資料等も含めて、できれば日程が合えば私も参加して聞いてみたいと思っていますので、そういう形で進んでいければと思っています。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、道教委も積極的にプロジェクトチームを作ってくれましたので、そこで大体あらあらの学校指定科目・教科等総合学習に関する探求と多分二つを交合わせた新学科になると思うのですよ。それをうまく調整しながら、リーフレットやパンフレットにつなげていくと、いいものに仕上がるのではないかと思うのですが、その辺をぜひお願いしたいと思います。

それと、これまでのパンフレットの中の学校設定科目・教科のカリキュラムの表記の仕方というか、印刷の表に出し方ですが、現在のパンフレットは、大学進学につながるような選択授業の表示が弱く見えるのですよ。実際、今回の受験生を見ましても、室蘭工大に一般受験でいっているのです。受験した生徒に聞いても、授業には満足しているのですよ。だから、それだけ先生方は力があるのです。でも、そこはPRできていない。私が思うのは、カリキュラムの表記の仕方をもっと工夫すれば、子どもや保護者に伝わるのではないかと思うのですよ。

これは私の考えですけれども、現在の表記の仕方が、例えば選択1とか選択2、選択BだとかAだとか、よく分からないのですよね。もう一つは、英語コミュニケーション1とか2とかという表記をしているのです。それは、俗に言う総合学科というのは大体そういった表記なのです。

そうではなくて、例えばもっと学年ごとにいえば、理数系大学進学に対応した選択授業の特進コースとか、もう一つは、保育福祉系に強い実技選択授業の実技コースとか、そういったことのめりはりのあるカリキュラムの表記をやはりしていかないと。実際はやっているのです学校側は。その表記が弱いのですよ。教育委員会、活性委員会できちんと高校側と再度協議してほしいのですが、これについてどうでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹高校におけるカリキュラムの表記の仕方についてということであります。議員が冒頭お話しいただいたとおり、実際に指導を受けている生徒の満足度は非常に高いものがございまして。ただし、そういった取組をされているということのPRがパンフレットを含めて足りなかったというのも今年度の課題の一つと押さえているところであります。

実際に大樹高校でやられている生徒個々の進路別指導の時間帯はTプラスという名称でやられているようでありますけれども、その部分の実践については、議員が言われたような表記も含め、住民目線、生徒目線に立って教育委員会のほうも意見反映をしながら、高校と考えていきたいと思っております。

併せて、パンフレット等字面だけで周知するだけではなくて、実際にTプラスという時間

帯にどういった丁寧な指導がされているということを受験生の皆さんや保護者の皆さん、地域の皆さんにお見せするような機会も、高校と協議しながら周知のほうを図っていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、教育長から今答弁いただいたように、やっぱり選択Bといっても分からないですね。我々も分からないし、多分ここにいる人も何も分からないと思うのですよ。選択Bといったら何だと。数学か、国語かといろいろあるのですが、それもきちんと協議して進めていただきたいです。

それと、新学科のことですが、大樹高等学校が取り組む地域社会に関する学科ですから。また、小中学校で取り組む総合的な学習の「大樹学」、平成27年から行っているのですが、これはふるさと大樹町に愛着を育むための活動であることは間違いないのですけれども、その取組自体が、どのような力が子ども達に身についているのか、それがうまく発信や理解されていないような感じがするのです。

新学科を含めて、大樹学のカリキュラムの構成というか、系列表をもう一回きちんと検討する必要があるのではないかと。それも併せて、発表する場も必要ではないかと思うのですが、それについてお願いいたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹高校が取り組む地域社会学科の取組と大樹学との関連性ということでございます。

今年度、次年度に向けて大樹学の取組内容と、それから高校まで、小・中・高と連携して、目指すゴールについて教育委員会から各学校の校長並びに学校運営協議会に提示、説明をさせていただいたところであります。

議員が言われましたとおり、従前の大樹学は大樹町への愛着と誇りを育む教育を目標にやってございました。この部分、ある程度成果も見えてまいりましたので、これからはそれに加えること、さらに地域社会や世界で活躍していくといった子ども達を育てる、そんな目標の下に大樹学を進めてまいりたいと思っているところであります。

各学校に求めていることは、縦横につながるカリキュラムをしっかりと組んで欲しいということでもあります。縦とは、つまり小学校、中学校、さらには高校にその学びがつながっていく。そんなカリキュラムを小中高、3校でしっかりと作っていくということをお願いしているところであります。

また、カリキュラムを作り、実践をしていく過程の中で、これも議員が言われましたけれども、大樹学とは一体何をやっていて、どういったことが子ども達に力ついているのかとい

うことを地域住民の皆さまに見ていただく、説明をする場がなかったということも、これも課題であろうかと思いますので、次年度については、その学びを通してどういったことに取り組んできたかという大樹学の発表会を設け、地域の皆さまに見ていただき、そして大樹学への取組の評価をしていただいて、さらなるカリキュラムの改善、充実に結びつけてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。縦横のつながる教育というのが分かりました。そして高校につなげていきたいというのが分かりました。

今回、北海道教育委員会も普通科新学科転換に向けてプロジェクトチームを設置したので、大樹町も、高校は地域社会に関する学科ですから、大樹学等含めた、働く、動けるプロジェクトチームを立ち上げるべきではないかと思うのですよ。そこで、北海道教育委員会のプロジェクトチームと共有して一緒に活動していくのが本当は望ましいと思うのですよ。その辺はどうしていくのか。

大樹学というのは、今やっているのは、大樹町小中高連携教育推進委員会だったかな、多分これは3部会に分かれまして、教頭先生が中心になって各部会で行っているのですよ。そこでそういった形でやるのか、また別な形でつくるのか。その辺の考え方はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

プロジェクトチームと町内組織の関わりということでございますが、ただいま議員からもございましたが、大樹高校の大枠での支援体制については、町の活性化協議会で審議・検討いただいて決定しておりますが、先ほど触れさせていただきましたが、大樹高校が今何をやっていて、これから何をしようとして、どういった支援を求めているのかということを実アルタイムに把握し、機動力を持って動ける小回りの利く組織というのは、確かになかったかと思っているところであります。

それで、プロジェクトチームが道教委の指導でできてございますので、本町としても、今申し上げましたような大樹高校の現状を把握して、支援していただきたいことを迅速に把握して動けるといった組織については、今後考えていかなければならないかと思っているところであります。

また、小中高連携教育推進委員会との関わりでございますが、こちらのほうについては、先ほど申し上げました大樹学のカリキュラムの作成にどちらかという重点を置きながらやっていただくということで、それとはまた別な組織でいけたらいいかと考えてございま

すが、新年度の体制の中で検討して、なるべく早い段階で動ける組織体制等をつくっていき
たいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。小中高連携教育推進委員会というのは、あくまでも学校のカリキュラムの
中の編成なので、それを実際に動かすといったら、私の考えですが、それを新たな発想で授
業を掘り起こすというのは、今の教頭先生の業務からいくと大変厳しい状況だと思うので
すよ。そう考えると、実働部隊というか、今言いましたようにそれが必要だと思いますよ、
小委員会というのが。活性化委員会でやるというのは、活性化委員会はどちらかというと大
きな母体で実際に動ける部隊ではないのですよね。その活性化委員会の中に小委員会をつ
くるのか、そこで実際動くのか。

それで、もう一つ提案したいのは、学校コーディネーターがいますよね。小学校コーディ
ネーター、中学校、高校併せたコーディネーターの今2名ですが、その方は、実際に小中高
連携教育推進委員会のメンバーにも入っていないし、活性化委員会のメンバーにも入って
いないのですよ。そこは、そういう人達を含めて、又は地域おこし協力隊も含めて、そうい
ったプロジェクトを具体的につくっていくのは絶対必要だと思うのです。働き蜂というの
は絶対に要るのですよ。旗揚げはしたけれども、働く人がいなかったらどうにもならないの
ですから。そういった小委員会が絶対必要だと思うのです。そうすると北海道のプロジェクト
チームとうまく合致していくのではないかと。大樹高校の魅力ある新学科転換につなが
ると思うのですね。学校指定科目と総合学習に関する科目と。

今後はそういった具体的なことを活性化委員会でつくるのか、教育委員会で独自でつく
るのか、どちらがいいか分かりませんが。私はもしかしたら教育委員会独自でつくったほ
うがいいのかと思うのですが。実際動くのはそうですけれども。それについて、再度お願い
いたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

組織の具体的な立上げということでございますが、前段に言われました、外部の声、外部
の発想が生きる組織ということは、カリキュラムを作るうえでも実際動いていくうえでも
非常に有益なことかと思っておりますので、そういった声が反映できる、そんな組織の在り方とい
うものは検討していかなければならないかと思っているところであります。

また、組織の設置の主体でございますが、今、議員言われましたが、どういった形が一番
機動力を持って動けるかどうかを幅広く検討していきながら、本町に合った、そしてまた大
樹高校の活性化、さらには大樹学の充実のために、どんな体制がいいのかというのは、活性

協議会や高校とも相談しながら、プロジェクトチームとも相談しながら、組織を検討し、つくってまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、新学科に向けてプロジェクトチームをつくっていただきたいのですが、できれば、これも予算かかるので町長の考え方一つですけれども、小学校、中学校、高校、それぞれコーディネーターを置いて、お互いに連携すると。予算はかかりますよ。そういったことも必要ではないかと思うのですよ。

それと、これだけ9月から進めている中で、教育委員会も、十勝教育局、道教委と結構綿密に新学科に向けてお互いに連携を図ってきたと思うのですけれども、教育委員会も組織の見直しを行革の見直しをするべきではないかと思うのですよ。前回、9月でも言いましたけれども、企画課で活性化委員会、そこは200万円の予算の配分だけなのですよ。でも、そこは実働部隊にならないのですよ、予算の配分だけですから。でも、高校のほかの援助費、通学費とか給食費の窓口は学校管理課なのですよ。

それを考えると、この際ですから、行革をやって、前回お話ししましたけれども、例えば高校支援課をつくって、今は職員、課長含めて3人ですが、そこに職員をあと2人追加して、5名で具体的に進めるとか、そういったことをやはり道教委側にも示していかないと、道教委も結構頑張っていますので。そういうことを考えると、大樹町もそれぐらいのことをやってもいいのではないかと思うのですが。教育委員会の一本化が望ましいと思うのですけれども、町長の考え。地域コーディネーターと行革の考えについて、前回答弁をいただかなかったので、今回お願いいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

大変ありがたいご意見をいただいていると思って聞いておりました。

コーディネーターの関係については、骨格予算ということもあって当初のままの予算計上でありますけれども、その辺についても、高校の学校現場と共有した中で、必要な人員、コーディネーターは確保していきたいと思っております。

また、今回大樹高校も含めて、大樹学の根幹に関わるような大きな変換を向かえるかと思っており、それに見合った組織を立て直す、作り直すということも当然あるかと思っておりますし、私どもも組織というのは生き物のようなもので、仕事が動くたびに組織もフレキシブルに動いていく必要があるかと思っておりますので、どういう体制がいいかも含めて、検討していくべき案件だと思っております。

今、大樹高校の新学科の構想プロジェクトチームが立ち上がって、鋭意活動をしていただ

いておりますので、それを実際に大樹町の現場でどうやって普及していくか、かみ砕いてみんなに浸透させていくかという対策チームも私どもにも必要かと思っておりますので、今ご議論いただいている内容も含めて、活性化推進協議会の中で各委員にお示しした中で、新年度からの私ども大樹高校の存続に向けての対応については、検討していきたいと思っております。

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

当初、活性化委員会というのは、学校の紹介が不足ということで、それを住民、地域に分かってもらうということで立ち上がったのですが、今、町長言っていましたように、組織が動けば、生き物ですので、それに柔軟に対応できるような組織体制がやはり必要だと思うのですよ。ここまで名が知れているので、1間口で頑張ると。名が売れているので、そこは十分かなと。新学科もやるというのは決まっているので、それを実際にどうやって、町がチームを組んで道教委と進めていくかということになると、やっぱり私は教育委員会に窓口を置いてしっかりやるというのが大事ではないかと思えます。

令和6年度から新学科に転換するのですが、普通科というのはあくまでも基本的なカリキュラムは普通科のままなのですよ。それで、学校の裁量で使える時間を活用して、特色ある教科を展開していくのですが、普通科ですから出口をどうするかと、新学科をやるにはどうするかということなのですが、進路ですが、前回9月のときに、ある程度、一例を言ったのですが、例えば大樹高校を卒業して、奨学金を使って大樹町に戻ってきて3年経ったら奨学金免除するとか、農業科だったら、後継者が帰ってきたら、3年後、4年後には後継者で働いたら免除するとか、そういった卒業後の幅の広い支援ということも含めて考えていかなければならないと思うのですよ。

前回、町長からいろいろ答弁をいただいて、「ある意味具体的なお提案いただいたと思うので、いろいろな取組については、そういう場でご提示をいただき、私とともに協議していきたい」と、前回そういう答弁と記憶しているのですが、私自身もこういう場というのは、この場しかないのですよ。活性化委員会のメンバーではないので。

その辺について、卒業の出口の考え方、今年は改選期で分かりませんが、でもやはり子どもの次のことを考えていかなければ、示していかなければならないので、次年度以降の政策的な質問になるのですが、町長の考えについてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も大樹高校の存続に向けてどういう取組ができるのか、又はどういう事例があるのかということも鋭意私なりに調べているつもりでおります。

やはり大事なのは、大樹高校を選んだ高校生が、高校3年間でどれだけ満足できる学校生活を送れるか。そして3年間大樹高校で学んだ後、どういう形で自分の進路をつくっていくかというところが非常に大事だと思っておりますので、特に前段、同僚議員からのご質問もありましたが、高校生活における部活の意味というのはあるのではないかなと思っておりますので、これから高校に進もうとしている中学生がどんな部活を望んで、大樹高校にこういう部活があるのだったら自分には行きたいと思えるような部活の在り方というのは何なのかというのを子ども達に聞きたいということは、もう教育委員会に伝えてあります。そこをぜひつかんで欲しい。

もう1点は、進学の部分で、大樹高校の、先ほど室工に進んだ生徒がいるにもかかわらず、そういう取組に対しての情報発信が少ないというご指摘は、正にそのとおりだと思いますので、高校にいる間に自分達が進むべく進路に補助するような形を今構築できないかと考えておまして、道内では、実は地域おこし協力隊員を塾の講師として、学校の空き教室で受験勉強を進学相談も含めて対応している自治体があると聞いておりますので、そういう形を導入できないかというのは、新年度、校長先生とも相談しながらやっていきたいと思っております。道内でそういう形でも実施しているところがありますので、そこも先進事例として、私も相手の自治体の長にもお話しできる立場にもありますので、そういう情報も得た中で進めていければと思っております。

いずれにしても、大樹高校は、地元にとってなくすことのできない学校でもありますので、これからも鋭意関係する皆さんとともに、今回の新学科転換を好機と捉えて、新たな大樹高校をつくっていく。そして将来に残していく。そういう思いを持ってこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

酒森町長からの答弁の中で、中学生のアンケート調査で実態を把握したいというのですけれども、もう一つ教育委員会にお願いしたいのは、今回、出願状況ですが、大樹中学校は21名が希望しているのですよね。町外から13名かな。合格発表はこれからですが、1年生に入った高校生にも、なぜ大樹高校を選んできたのか、そういうことの実態調査が必要ではないかと思うのですよ。ぜひそれをやっていただきたいのです。そうすると、段々先が見えるし。部活動もそうですが、全校生徒100人以上いないと、1クラス最低でも35名いないと。100名いると、学校行事、生徒会行事、部活動もそれなりに、1間口でも結構盛り上がっていくのですよね。そこは、まずは1間口の最低ラインかと思うので、そういったアンケートもぜひ実施していただきたいのですが、それについて教育長どうでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹高校を志願した子ども達の実態調査ということでございますが、次年度の大樹高校の具体的な支援の基礎データになろうと思っておりますので、それについては早い段階で高校のほうと連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後になるのですが、道教委が大樹高等学校新学科構想プロジェクトチームを設置されて、新学科の教育プログラムの内容について、多分日付は間違っていないと思うのですが、3月20日に小学校、中学校の授業時間を活用しながらいくのですけれども。また3月29日に保護者、一般住民に対して行われるのですが。これをプロジェクトチームに任せるのではなくて、我々教育関係者、学校運営協議会とかPTA連合会、社会教育委員も含めて、共催が正しいのか主管が正しいのか、後援が正しいのか分かりませんが。一体となって道教委に協力する体制づくりというのは、説明会を開くときにそういう協力体制も必要ではないかと思うのですが、それについて最後お聞きしたいと思います。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

プロジェクトチームとの取組事業の共催化についてでございますが、議員からお話がありましたとおり、今月、小中学校の児童生徒向けの説明と並びに一般住民、それから保護者向けの説明会をプロジェクトチームが主体となって進めていくという予定になってございます。準備が、もう間がないということ でなかなか共催か主催かというところに名前を入れる入れないというところは調整がこの段階ではできないのですが、ただプロジェクトチームには本教育委員会の職員も委員のメンバーに名を連ねておりますので、日程調整であるとか対象学年の関わりの部分だとか、そういったところではプロジェクトチームとも連絡を密にして連携を持って進めているところであります。

ただ、新年度早々でございますが、大樹高校の新学科名の説明でありますとか、それを含めた新学科設置に伴う大樹高校の教育についてプロジェクトチームで再度詳細にわたる説明、それから周知活動を予定しているとお聞きしておりますので、議員が言われましたとおり、町を挙げて私ども大樹高校を支援しているのだというスタンスを示すという意味でも、どういった形で連携を内外にしっかり見せていけるかということを含めて、道教委とも協議して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町としてなのですが、私は、基本は保護者だと思います、PTA。やはりPTA連合会の行事、新年度の行事にきちんと盛り込んでいただきたいのですが、それについてどうでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

町の保護者が入っている組織との関わりの部分ということでございますが、今ご指摘あったとおり、非常に保護者の皆さんにこそ聞いていただきたい、一緒にやりたいということでございますので、そういった組織の事業と可能な限り関連させながら進めてまいりたいと思っております。

貴重なご意見ありがとうございました。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これまで、9月に大樹高等学校のあり方特別委員会を設置して、菅委員長を中心に北海道教育委員会に意見書の提出、大樹高等学校、大樹町、教育委員会に要望書をそれぞれ提出させていただきました。我々議員も高等学校の教育課程について本当に学ぶ機会を与えていただいたと思います。この場を借りて感謝申し上げたいと思います。

これらを基に、町内、町外の児童生徒が大樹高校で学びたい、行きたいと思えるような新学科に転換していくことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議 長

これにて、通告のあった一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時06分

令和5年第1回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月16日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 予算審査特別委員会報告
- 第 3 議案第 20号 令和5年度大樹町一般会計予算について
- 第 4 議案第 21号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
- 第 5 議案第 22号 令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 議案第 23号 令和5年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 7 議案第 24号 令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 25号 令和5年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 26号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第10 議案第 27号 令和5年度大樹町下水道事業会計予算について
- 第11 議案第 28号 令和4年度大樹町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第12 行政報告
- 第13 発委第 2号 大樹町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第14 令和4年
陳情第 3号 学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出について（審査報告）
- 第15 陳情第 1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書（審査報告）
- 第16 特別委員会最終報告
- 第17 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	松 久 琢 磨
学校給食センター所長	梅 津 雄 二

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 弘 康
係 長	小 松 真奈美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 松本敏光君
8番 西田輝樹君
9番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 予算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 予算審査特別委員会報告を行います。

去る3月7日の本会議において、予算審査特別委員会に付託した議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算についてから、議案第27号令和5年度大樹町下水道事業会計予算まで、以上8件の議案の審査が終了しておりますので、審査の結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、齊藤徹君。

○齊藤予算審査特別委員長

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和5年第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

- 1、委員会開催日、令和5年3月13日から14日まで。
- 2、事件及び審査の結果。

付議事件は、議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算についてから、議案第27号令和5年度大樹町下水道事業会計予算についてまでの8件であり、本委員会における審査の結果は、8件全て可決といたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第20号

○議長

日程第3 議案第20号令和5年度大樹町一般会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号

○議長

日程第4 議案第21号令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算の件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号

○議長

日程第5 議案第22号令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号

○議長

日程第6 議案第23号令和5年度大樹町介護保険特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第24号

○議長

日程第7 議案第24号令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第25号

○議長

日程第8 議案第25号令和5年度大樹町水道事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号

○議長

日程第9 議案第26号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第27号

○議長

日程第10 議案第27号令和5年度大樹町下水道事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第27号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 2 8 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 2 8 号令和 4 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 2 8 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 4 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）をお願いするもので、第 2 条の資本的収入および支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、補填する財源のうちの当年度分損益勘定留保資金を 8, 6 9 7 万 2, 0 0 0 円に改め、支出を 2 0 4 万 6, 0 0 0 円増額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第 2 8 号令和 4 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第 1 条、令和 4 年度大樹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 4 条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1, 3 9 4 万 3, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 6 4 万 6, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 2, 5 3 7 万 1, 0 0 0 円及び当年度分損益勘定留保資金 8, 4 9 2 万 6, 0 0 0 円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1, 5 9 8 万 9, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 6 4 万 6, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 2, 5 3 7 万 1, 0 0 0 円及び当年度分損益勘定留保資金 8, 6 9 7 万 2, 0 0 0 円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

その予定額につきまして、支出において、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、既決予定額から補正予定額 2 0 4 万 6, 0 0 0 円増額し、4, 2 6 5 万 7, 0 0 0 円にするも

のでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費、補正予算額204万6,000円の増。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金他、補正予算額204万6,000円の増。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 行政報告

○議 長

日程第12 行政報告を行います。町長から発言を求められておりますので、これを許します。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、本定例会にご提案させていただいた議案について、全ての審議が終わりましたので、ここでお時間をいただき追加で行政報告を申し上げます。

1の副町長の辞職についてであります。3月9日に副町長の黒川豊氏から本日3月16日をもって副町長を辞職したいとの願い出がありました。

本人のご意思を尊重し、辞職に同意をすることといたしました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なし。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第13 発委第2号

○議 長

日程第13 発委第2号大樹町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

ただいま議題となりました、発委第2号、大樹町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、地方自治法第109条第6項及び大樹町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

本条例の制定につきましては、令和3年に個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については全国的な共通ルールで規定されることとなりますが、議会は、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと、個人情報の保護が図られることが望ましいことから、共通ルールの適用対象から除かれています。

現在議会の個人情報については、大樹町個人情報保護条例で保護していますが、本改正後も大樹町と議会の取扱いに差異が生じないようにすることが必要であると考え、大樹町議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものです。

では、条文の朗読を省略し、条文に沿って、要点を説明させていただきます。

1ページから3ページ、第1章、総則、第1条から第3条は、個人情報の適切な取扱い

や個人の権利、利益を保護することの条例を制定するため、目的や氏名や住所等の個人情報
の定義及び議会の責務についてを規定するものです。

3ページから7ページ、第2章、個人情報等の取扱い、第4条から第16条は、個人情報
の保有の制限や利用目的の明示など議会における個人情報の取扱いについてを規定する
ものです。

7ページから8ページ、第3章、個人情報ファイル、第17条は、個人情報ファイル簿
について、規定するものです。

8ページから17ページ、第4章、開示、訂正及び利用停止等、第18条から第46条
は、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求権についてを規定
するものです。

17ページ、第5章、雑則、第47条から第52条は、保有個人情報の適用除外等の雑
則について、規定するものです。

18ページ、第6章、罰則、第53条から第57条は、職員等が正当な理由がないのに
他者に情報を提供した場合の罰則などについてを規定するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

以上、提案に係る説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお
願いを申し上げます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第2号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 令和4年陳情第3号

○議 長

日程第14 陳情第3号学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出についての件を議題といたします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

令和4年、第4回町議会、定例会において本委員会に付託され、継続審査としていた陳情第3号学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする、議員決議の提出につきましては、去る1月17日、2回目の委員会を開催し、元北保育園と、現在、学童保育所として利用している武道館の現地調査を含めて、審査を行いましたので、会議規則第94条の規定に基づき、結果を報告いたします。

1点目の元北保育園の利活用については、昨年12月の第4回定例会の一般質問の中で、町長が答弁したとおり、長側において、行政区での継続利用やその他の団体の利用が見込まれるなど、協議が進められている状況です。

また、現在、学童保育所は、武道館を利用している状況にあり、町有バスにより子ども達を小学校から武道館へ送っていることから、町有バスの運行に係る経費は発生していますが、子ども達を、安全、確実に、送り届けることができるというメリットがあります。

さらに、武道館は、元北保育園の遊戯室の約2.5倍の面積があり、子ども達が、ボール遊びや、一輪車、元気に走り回するには、十分な広さがあり、宿題や、おやつを食べる部屋には、冷暖房が整備されているなど、町が学童保育施設として機能するよう、数年間を掛けて整備してきた経過があり、子ども達にとって快適な空間が保たれていることから、今後においても武道館を学童保育施設として利用していくことが適当である、との意見がまとまりました。

2点目の学童保育所・児童館の建設については、平成30年5月の入札不調と、その後の建設は断念されて以来、長側から新しく建設する計画が出ていないことから、現時点では、議会で審議できるものではないとの意見がまとまりました。

以上の理由から、採決の結果、「不採択」と決定したので、ご報告いたします。

○議 長

審査結果の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第3号の件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択でありますので、これより陳情第3号について、起立により採決いたします。

お諮りします。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立0人であります。

よって、本案は、不採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第15 陳情第1号

○議 長

日程第15 陳情第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書についての件を議題といたします。

お諮りします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

令和5年第1回町議会定例会において本委員会に付託されました陳情第1号「所得税法第56条及び関連事項の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書」につきまして、3月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第94条の規定に基づき、結果を報告いたします。

所得税法第56条は、事業主の配偶者や親族が事業に従事したときの対価は必要経費に算入しないと定めていますが、同法第57条の規定により、青色申告を行うことで必要経費として認められるものであること、申告の方法は、事業者が自ら選択できるものであること、申告納税制度の適正な運用を図るためには、適正な帳簿の作成・保存が必要であり、法第56条が廃止されても、最終的には現在の青色申告レベルの書類が求められるものと予想されること。記帳の実態で納税者を差別することにはならないなど、法第56条及び関連条項の見直しを求める必要性に欠けるとの意見が出されました。

一方、家族経営等、小規模事業者を救済することになるのであれば見直しを求めるべきとの意見もあり、最終的に意見の一致に至らなかったことから、採決の結果、「不採択」と決定したので、ご報告いたします。

○議 長

審査結果の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号の件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択でありますので、これより陳情第1号について、起立により採決いたします。

お諮りします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立0人であります。

よって、本案は、不採択とすることに決定をいたしました。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣については、変更を要するとき、議長に一任をいただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、変更を要するときは、議長に一任することに決定をいたしました。

◎日程第16 特別委員会最終報告

○議長

日程第16 特別委員会最終報告を行います。

委員長から、報告を求めます。

大樹高等学校あり方調査特別委員会委員長、菅敏範君。

○菅大樹高等学校あり方調査特別委員長

それでは、大樹高等学校あり方調査特別委員会の最終報告を行います。

本特別委員会は、12月の中間報告以降、委員会を2回開催し、大樹高等学校並びに町に対して要望書を提出、北海道教育委員会教育部長との面談、北海道教育委員会に対して意見書を提出するなどの調査活動を実施いたしました。

詳しい内容につきましては記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、総括について報告いたします。

総括。

大樹高等学校あり方調査特別委員会では、大樹高等学校の継続的な存続について、町と議会が一体となって取り組んでいかなければならない課題と認識し、特別委員会の設置から今日まで、様々な活動を通じて調査研究を行ってきた。

その結果を踏まえて、大樹高等学校、大樹町及び教育委員会へ要望書を提出、そして、北海道教育委員会へ意見書を提出し、この四者がより強く連携する方向に舵を取る姿勢が伺えることができ、今後の学校運営の活性化に大いに期待するものである。

本報告は最終報告としているが、本委員会のまとめとして、大樹高等学校の存続に関するあらゆる手段を模索するべく、調査と研究を今後も継続する必要がある、議会として監視を続けていかなければならない重要案件である。

以上、本特別委員会の調査研究結果であります。昨年12月の中間報告、今回の最終報告をもとに、さらに研究を深めなければならない検討項目もありますが、様々な調査研究、議論の末に委員会としての結論を出したわけでありますので、本委員会としての役目を終了させていただきます。

今後とも、大樹高等学校の永続的な存続に向けて、町、教育委員会、北海道大樹高等学校、北海道教育委員会は、一体となって、大樹高等学校の活性化のため、議論を深めて行かれるようお願いを申し上げます。

○議長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、特別委員会最終報告を終わります。

よって、大樹高等学校あり方調査特別委員会の調査を終了いたします。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第17 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了したので、会議を閉じます。

よって、令和5年第1回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分